

絆の力で
住みよいまちを



自治会

町内会

学区自治
連合会

地域活動 ハンドブック



京都市

はじめに

京都市では地域における人と人との 絆づくりを進めています

いろいろな考えや意見のちがいがあっても、だれもが安心してくらししていくため、地域にくらす人と人とのつながりが大切であることは、わたしたちみんなの共通の思いではないでしょうか。

このつながりをしっかりと支えていくため、京都市では「京都市地域コミュニティ活性化推進条例」を定めました。

これから、地域コミュニティをより活性化させていくためには、自治会・町内会や学区自治組織による自主的な活動が大切になります。そこでこの度、自治会・町内会や学区自治組織についての基礎知識や活動にあたってのアドバイス、様々な取組事例などを集めて、このハンドブックを作成しました。

自治会・町内会や学区自治組織の役員の方は、運営や活動を円滑に行い、また改善していくための手引きとしてご活用ください。また、地域活動にあまり関わっていない方や自治会・町内会に加入されていない方も、地域コミュニティについて理解を深めるために、ご一読いただければ幸いです。

◆お読みいただく前に◆

京都における地域活動は、自治会・町内会と自治連合会などの学区自治組織が一体となって行われています。このハンドブックでは便宜上、「自治会・町内会の～」という標記に原則として統一させていただきましたが、地域によっては、それらの活動を自治会・町内会ではなく学区自治組織が主体となって行っている場合もありますので、ご了解のうえ、ご一読、ご活用ください。

地域活動ハンドブック

目 次

| | | |
|---|------------------------|-----|
| 1 | 自治会・町内会の役割 | 1 |
| 2 | 自治会・町内会の基礎知識 | 2 |
| 3 | 自治会・町内会の運営について | 6 |
| | ①ルールを決めよう～規約、会則について | 6 |
| | ②会議をしよう～総会、役員会について | 7 |
| | ③役割を決めよう～役員について | 8 |
| | ④活動を決めよう～事業計画について | 10 |
| | ⑤お金を管理しよう～会計について | 11 |
| | ⑥お知らせしよう～広報について | 13 |
| | ⑦仲間を増やそう～加入促進などについて | 15 |
| 4 | 自治会・町内会の活動について | 18 |
| | ①お祭り、地蔵盆など | 18 |
| | ②環境や美化の取組 | 20 |
| | ③防犯や防災の取組 | 22 |
| | ④子どものための取組 | 24 |
| | ⑤高齢者、障害のある方のための取組 | 26 |
| | ⑥まちの環境を良くするための取組 | 28 |
| | ⑦スポーツ、文化教養活動 | 29 |
| | ⑧親睦のための行事 | 30 |
| 5 | 地域で活動する様々な団体 | 31 |
| 6 | 地域コミュニティ活性化取組事例集 | 33 |
| 7 | 地域を応援する制度・事業 | 46 |
| 8 | お役立ち様式、見本集 | 62 |
| ◆ | (参考)京都市地域コミュニティ活性化推進条例 | 73 |
| | 【地域コミュニティサポートセンターのご案内】 | 裏表紙 |

コラム「京都 まち知識 まめ知識」

- | | | | | | |
|---------------|------|-----------|------|--------|------|
| ①京の町名 | ・ 4 | ②地蔵盆 | ・ 19 | ③京都と電気 | ・ 21 |
| ④防火の神様 | ・ 22 | ⑤番組小学校 | ・ 25 | | |
| ⑥「ろーじ」と「どんつき」 | ・ 27 | ⑦京都 食の歳時記 | ・ 30 | | |

1 自治会・町内会の役割

もう一度見直しませんか？ご近所づきあいの大切さ

学校での友達とおつきあい、仕事場での同僚とおつきあいが大切なことは、みんなが感じていることだと思います。でも、人生の多くの時間を過ごしている、家のご近所とおつきあいは、近年、縁遠くなりつつあるのではないのでしょうか。

一時代前と比べて家の防犯機能も高まり、買物も24時間できるようになった今、お隣さんに声をかけてから出かける、醤油や味噌を借り合ったりする、といったことは行われなくなってきました。

また、核家族や共働きの世帯が増えたことで、昼間、家にだれもいない家庭が増えてきたことも、ご近所と縁遠くなってきた原因かもしれません。



万一の時に頼りになるのはご近所さんです

でも、核家族や共働きの世帯が増えているということは、一人暮らしのお年寄りや、昼間は家に子どもしかいない家庭が増えているということでもあり、ご近所どうして見守り合うことの大切さは、高まっているのではないのでしょうか。

そして、震災のような大災害発生時はなおさらです。消防庁の資料によると、阪神・淡路大震災の際、ガレキの下から警察・消防・自衛隊で救助された方は約8千人、市民によって救助された方は約2万7千人だったそうです。災害発生直後は、行政は人命救助や消火活動を最優先に取り組むため、まずは自治会・町内会を中心としたご近所どうしの助け合いが大切になります。

ご近所の皆さんと、いざという時に助け合えるおつきあいをするため、自治会・町内会に加入すること、普段から共に活動することが重要です。

自治会・町内会で住みよいまちづくりを

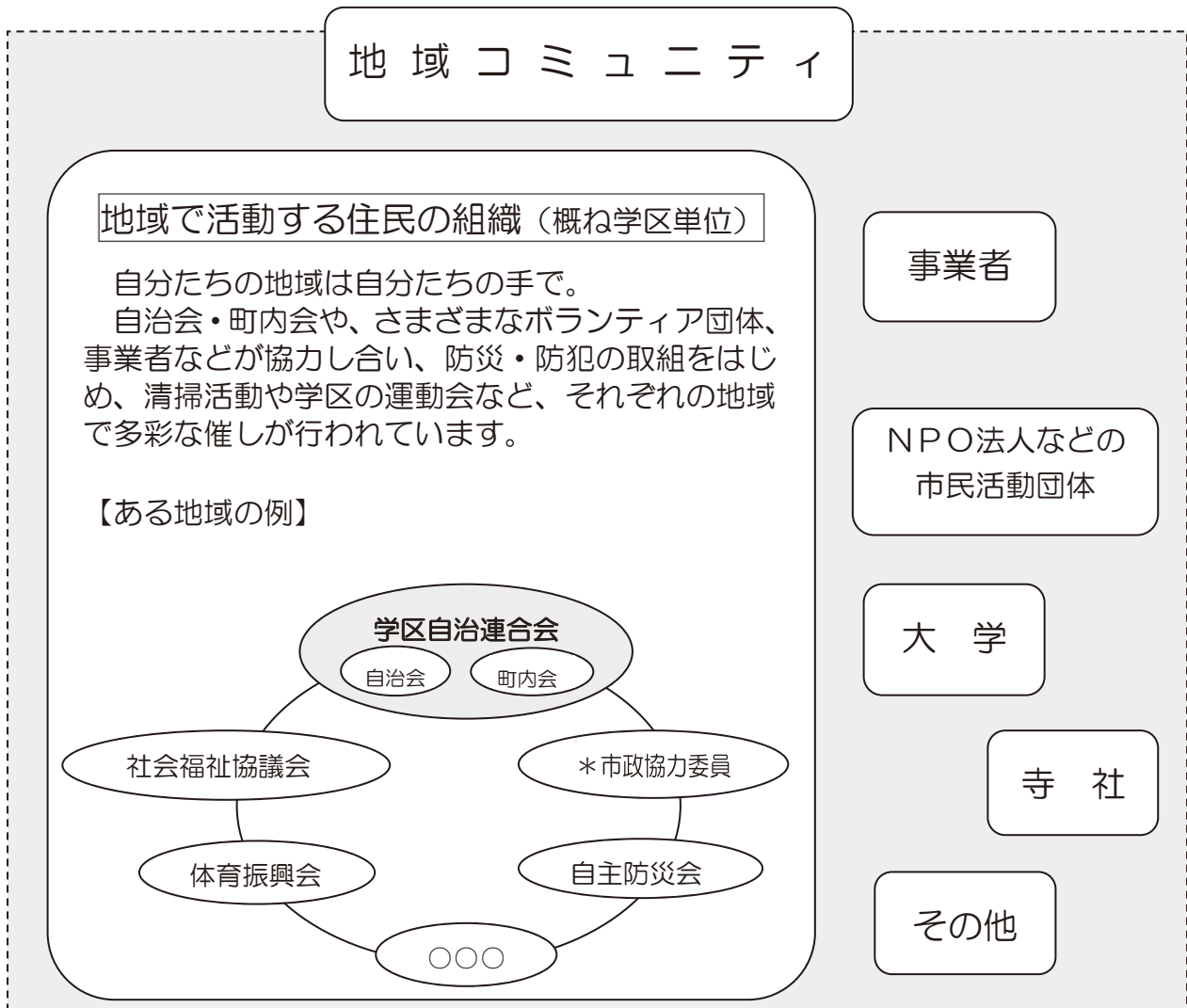
自治会・町内会は、地域の皆さんの自由な意志によって結成され、住民どうしの親睦を深め、地域の中で問題が起きたときにその解決を図る団体です。

京都では、「自分たちのまちは自分たちでつくっていく」という住民自治の伝統のもとに、自治会・町内会を中心に、その集まりである学区自治組織や、活動目的に応じた各種団体も一緒になって地域コミュニティが形成され、住みよいまちづくりに取り組んでいます。

※ 住民自治組織の名称は、「自治会」「町内会」「住民の会」など様々ですので、このハンドブックではそれらを総称して「自治会・町内会」に統一しています。

(1) 京都の地域コミュニティについて

京都市内には「学区（元学区）」と呼ばれる地域活動単位があります。室町時代の自治組織「町組」や明治時代の小学校「番組小学校」の歴史を受け継いでおり、現在では小学校の統廃合により通学区域とは必ずしも一致しませんが、様々な団体による多くの地域活動が、今もこの「学区（元学区）」を中心に行われています。



* 市政協力委員制度について

自治会・町内会とは別に、京都市には「市政協力委員」制度があります。市民の皆様と市政をつなぐ制度として、昭和28年に発足し、現在、8,200名を超える委員の皆様、市民しんぶんをはじめとする広報物の配布やポスターの掲示、更には市民の皆様のご要望をお聞きし、区役所などにお取次ぎいただくなど、市政の推進に欠かすことのできない広報・広聴の基盤を担っていただいています。市政協力委員は市長から委嘱され、任期は4月から翌年3月までの1年間で、非常勤特別職の公務員です。

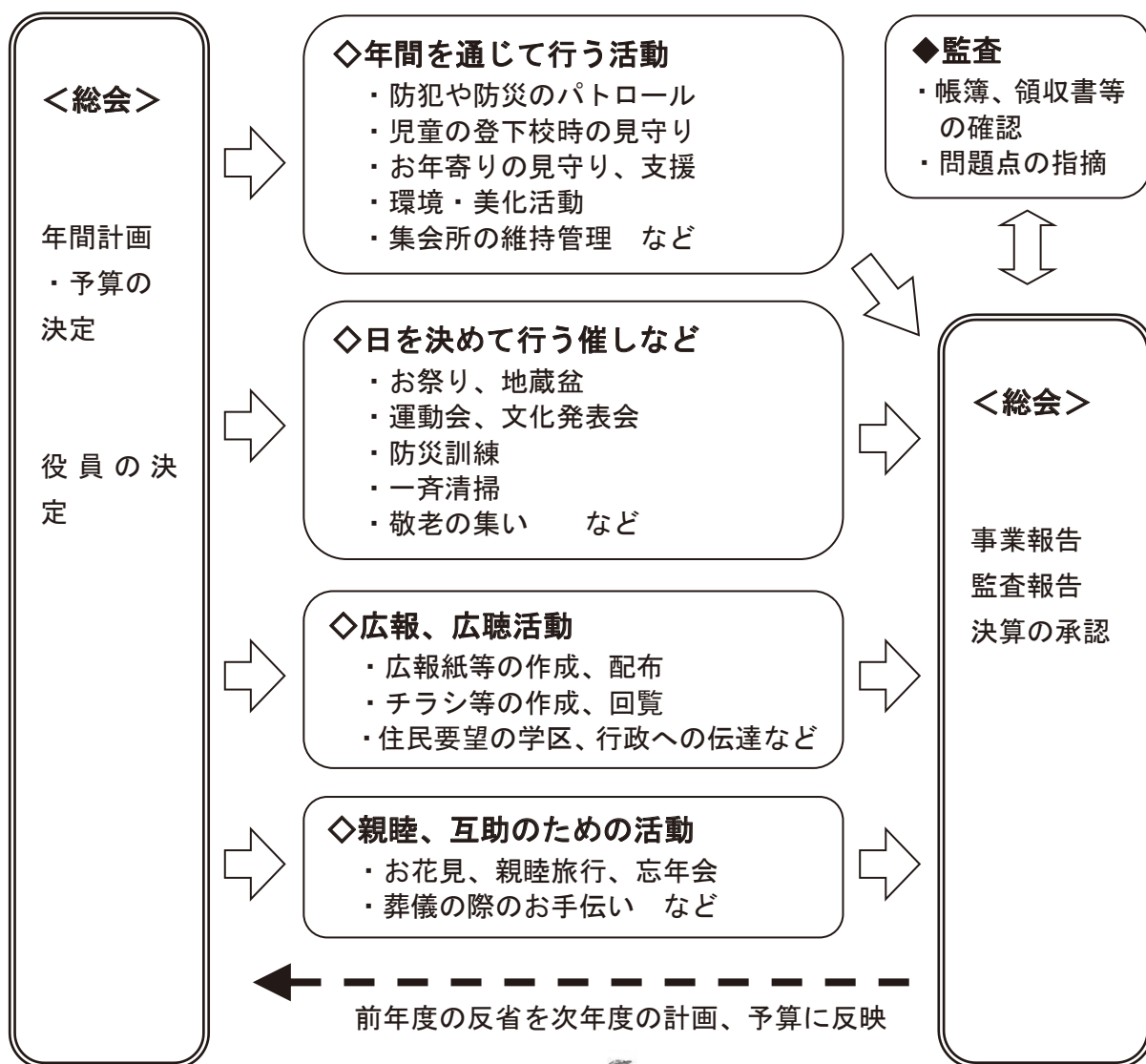
<参考> 地域で活動する様々な団体（31ページ）

(2) 自治会・町内会や学区自治組織の活動について

自治会・町内会や学区自治組織は、住民同士の自由な意志によって結成されている任意の団体ですから、法律などで定められた運営方法や活動内容があるわけではありません。住民の皆さんが十分話し合ったうえで、無理のないような運営方法や活動内容を決めていくことが大切です。

また、自治会・町内会では、独自の活動と学区自治組織や各種団体の活動への参画の両方によって、年間の活動が構成されている場合が一般的です。

一般的な自治会・町内会や学区自治組織の年間の活動は下記のとおりです。



(3) 自治会・町内会の設立について

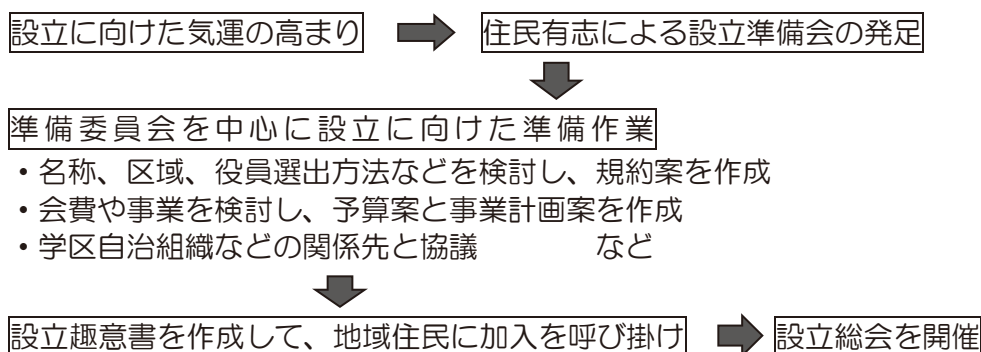
転入された方は、その地域に既にある自治会・町内会に入るケースが一般的ですが、新しい大規模マンションが建設された場合や、新しく開発された住宅地に一度に住宅がたくさん建設された場合などには、自治会・町内会を新たに設立するケースがあります。

設立には、「町内会がやっぱり必要だ」「みんなでつくろう！」という気運の高まりが大切です。まずは、みんなで集まる機会をつくり、自治会・町内会について話し合ってみましょう。

また、学区自治組織は、自治会・町内会の設立を積極的に働き掛けて、運営方法をアドバイスしたり、隣接する自治会・町内会との橋渡しをするなど、地域の一員として温かく迎えます。

地域コミュニティサポートセンター（裏表紙参照）や各区役所・支所地域力推進室では、規約や各種様式の見本を提供するなど、自治会・町内会の設立を支援していますので、お気軽にご相談ください。

○設立の一般的な手順



京都 まち知識 まめ知識① 「京の町名」

郵便番号簿を見比べると、京都市の十倍近い人口を有する東京都が全体で七ペーじなのに対して、京都市だけで十八ページも！それだけ京都には町名がたくさんあります。

とりわけ多いのは市内中心部で、同じ町名も珍しくないので、通りとの組み合わせで区別することに。それも、同じ町を「〇〇通上る××町」と言う場合と、一筋北の通りを基準に「△△通下る××町」と言う場合もあるから、慣れない人には大変です。

「材木町」「瓦町」「風呂屋町」など、かつてその界限で栄えた職業を想起させる町名は市内のあちこちにあり、「桃山毛利長門東町」など、全国各地からの大名屋敷を偲ばせる町名があるのも京都ならでは。通り名や町名の由来を知れば、地域への関心や愛着がきつと深まりますよ。



（４）自治会・町内会の法人化について

地域住民による任意の団体である自治会・町内会は、会社や社会福祉法人、NPO法人などのような法律上の「法人格」が無く、土地や建物などの不動産を所有していても、自治会・町内会の名義での登記ができません。

そのため、例えば、集会所の土地や建物が会長の個人名義で登記されて、その名義人が亡くなったり、転居された場合に問題が生じることがありました。

そこで、平成3年に地方自治法が改正され、自治会・町内会（法律上は「地縁による団体」と呼びます）が法人格を取得できるようになり、自治会・町内会の名義で不動産等の登記ができるようになりました。

○認可の要件

自治会・町内会が法人格を取得するには、市長の認可が必要です。自治会・町内会が不動産等を保有しているか、保有する予定があることが前提条件となっており、それに加えて以下の要件が備わっている必要があります。

- ① 区域内の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理など、良好な地域社会の維持及び形成に資する共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。
- ② 区域が住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。
- ③ 区域内に住所を有するすべての個人が構成員になることができるものとし、その相当数の者が構成員となっていること。（自治会・町内会で構成する学区自治連合会等は認可を受けることができません。）
- ④ 規約を定めていること。その規約には、目的、名称、区域、主たる事務所の所在地、構成員の資格に関する事項、代表者に関する事項、会議に関する事項、資産に関する事項が定められていること。

○認可申請の手続

具体的な手続、必要書類等については、事前に地域コミュニティサポートセンター（裏表紙参照）または各区役所・支所地域力推進室まちづくり推進担当へご相談ください。

また、「町内会・自治会の法人化の手引き」がホームページに掲載されていますので、そちらもご覧ください。



<アドレス>

<http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000121642.html>

※検索サイトで「京都市 自治会 法人化」と入力して検索

3 自治会・町内会の運営について

① ルールを決めよう ～規約、会則について～

自治会・町内会は、住民の自由意志によって結成される任意団体です。そのため、法令などにより規約や会則を作ることが義務付けられているわけではありません。

しかし、ルールを明文化しておくことで、新しく加入する人に会のことを分かりやすく説明できて、役員も明確なルールに基づいて安心して活動できます。

規約や会則を決めるにあたっては、会員の総意で自治会・町内会の方針を決定する「総会」を開き、よく話し合ったうえで議決し、制定しましょう。

規約に定める内容は、一般的に以下のようなものです。ただし、規約は改正についても総会で議決することが望ましいため、あまり細かいことまで規約で定めてしまうと、規約改正のために頻りに総会を開く必要が生じたり、会を弾力的に運営できなくなる恐れがあります。重要な事項だけを規約で定めて、軽易な事項は、細則や役員会の決定に委ねるといった方法もあります。

○規約に記載する内容（例）

| | |
|--------|--------------------------------------------|
| 名称・事務所 | 会の名称や、事務所の所在地などを記載します。 |
| 目的 | 「互いに支え合う、住みよい地域づくり」など、会の設立趣旨を記載します。 |
| 事業 | 「交流」「防犯」「防災」「美化」など、目的を達成するための事業を記載します。 |
| 区域 | 「〇〇町全域」「〇〇通から〇〇通までの区域」など、会の区域を記載します。 |
| 会員 | 「区域内に住む住民」などと記載します。 |
| 役員 | 会長・副会長・会計など役員の種別や選任方法、職務・任期などを記載します。 |
| 会議 | 総会、役員会などの会議について、議決する内容や、招集の方法、定足数などを記載します。 |
| 会費 | 「一世帯当たり月額〇〇〇円」、「毎年総会で決める」などと記載します。 |

<参考>規約（会則）の見本（62ページ）

② 会議をしよう ～総会、役員会について～

自治会・町内会の会議のあり方についても、法令で定められているわけではありませんが、住民の皆さんの会への関心と信頼を高めるためにも、少なくとも年に1度は、全員に参加を呼び掛ける「総会」を開きましょう。

総会では、前年度の事業報告と決算、翌年度の事業計画と予算、役員を選出などについて議論し、議決します。役員会や組長（班長）会、専門部会では、総会で決まった事項の実務的な進め方などについて話し合います。



<総会開催の段取り>

①議案を作る

役員が中心となって、総会に提出する議案（事業計画、予算など）を作成します。

②開催を通知する

日時、会場、議題を記載した通知を作成します。議案やその概要ができていれば、それも添付することが望ましいです。遅くとも開催日の5日前までには全員が目にするよう、早めに配布、回覧することが大切です。欠席の方には、委任状または表決書の提出を呼びかけましょう。

<参考>出席票・委任状・表決書の見本（66ページ）

③開会する

出席者の数と委任状、表決書の数を確認し、規約等で定足数の定めがあれば、それを満たしているか確認が必要です。冒頭で議長と議事録署名人（2～3人）を自薦や他薦により選出します。議長は会長が務める場合もあります。

④議案を審議、議決する

役員から議案を説明し、質問や意見を受け付けます。出席者が発言しやすい雰囲気作りに努めて、多くが賛同する意見があれば柔軟に原案を修正しましょう。議案は規約等で定める方法で議決し、その際には、委任状や表決書の票数も忘れずに算入してください。また、せっかく住民が集まる機会ですので、議案以外の事項について意見交換するのも良いでしょう。

⑤閉会する

閉会後は、書記などが速やかに議事録を作成し、議事録署名人の押印を得て、議案資料と一緒に大切に保管してください。また、総会の結果は、広報紙、回覧板などですべての住民にお知らせしましょう。

<参考>議事録の見本（67ページ）

③ 役割を決めよう ～役員について～

自治会・町内会に加入しない理由として「役員が回って来たら大変そう…」という声あげられることがあります。確かに時間や労力がかかるかもしれませんが、自分の暮らすまちをより深く知ることができますし、今まで知らなかった人と出会い、顔見知りになっていくことで、安心・安全にもつながっていきます。

自治会・町内会には一般的に下記の役員がいます。

○会長

会の代表者として、役員を統括し、会の運営に責任を負います。また、学区や各種団体の会議や行事に出席することもあります。

○副会長

会長を補佐し、会長が不在の時には職務を代行します。複数の副会長を置いて、分野ごとの統括責任者としている自治会・町内会もあります。

○書記

会議の記録、広報紙、回覧の作成など事務全般を受け持ちます。副会長や会計が兼務している場合もあります。

○会計

会費などの収入や物品購入代などの支出を行います。それに伴って、通帳や現金を管理するとともに、出納帳簿などの書類を作成し、領収書等の必要書類を保管します。

○監事（会計監査）

帳簿や領収書などを確認し、会計処理や事業運営が適正に行われているかをチェックします。その役割上、他の役員と兼務するべきではありません。

○組長（班長）

会の区域を組（班）に分けている場合に、そのまとめ役として、組（班）内の会費の徴収、情報の伝達などの役割を担います。

○専門部長

防犯、福祉、体育、お祭りなど、各活動分野を統括します。各種団体の委員を兼ねている場合もあります。

役員の決め方は、立候補による選挙、役員相互選、組長（班長）で持ち回り、くじ引きなど、町内会ごとに違います。どの方法が正しいとは一概に言えませんが、住民みんながよく話し合っ、納

引き継ぎ書を作ろう

「役員を引き受けると何をさせられるかわからない…」という不安の声が聞かれます。

各役員の仕事をも文化(マニュアル化)しておけば、引き受ける方も安心です。それに、任期中に起こった問題や気づいた課題を書き足した「引き継ぎ書」を作れば役員が代わっても受け継がれて、会の運営がより良くなっていきます。



得のいく方法にすることが大切です。

また、選出方法はどうであれ、最終的には総会で議決（承認）を得ることが望ましいです。

持ち回りやくじ引きで役員を決めている場合は、仕事、育児、介護、病気などの事情で、活動になかなか参加できない方に役員が回ってくる場合があります。

その場合は「仕方ない」と免除したり、名ばかりの役員にするのではなく、会議の時間をずらす、随時できるような業務をお願いするなどにより、できるかぎり運営に参加してもらえるように努めましょう。一つの役に複数の人を充てて、1人当たりの負担を軽減するのも一つの方法です。

ただし、どうしても無理な方には役員を免除できるよう、あらかじめ総会などでルールを決めておいて、不公平感を与えないことが大切です。

👉 「有志」を登用

役員は経験や地域(組)のバランスを考慮して決まる場合が多いですが、活動分野によっては「やりたい!」という意欲を持った「有志」がいる場合があります。

そういう有志が、会の慣例で役員になれなかったり、1年で交代してしまうのはもったいないと思いませんか?。

役員の任期を弾力的にしたり、通常の役とは別の役(組織)を作ってそこで継続的に活動してもらうことで、有志の力を有効に活用する方法もあります。



また、女性や若者も役員になってもらうよう積極的に働き掛けましょう。新しい視点や発想で自治会・町内会の活動の幅が広がって、地域活動に関心の低い人々を呼び込む力になるかもしれません。

地域活動に参加して心豊かな暮らしを ～真のワーク・ライフ・バランスについて～



仕事は大事です。家族もちろん大事です。でも、それだけで十分でしょうか?京都市では、人生を豊かに過ごすためには、仕事とのつながり、家族とのつながりに加えて、地域や社会とのつながりも必要だと考えています。その3つのつながりが調和した生き方「真のワーク・ライフ・バランス」を推進するために、市民や企業への啓発などに取り組んでいます。

自治会・町内会などの地域活動は、とかく「面倒なもの」と思われがちですが、人間関係が広がる、知識や経験が地域で活かされるなど、人生にプラスになる面もあることを伝えて、積極的な参加を呼びかけましょう。



④ 活動を決めよう ～事業計画について～

一般的に、自治会・町内会では、清掃活動や親睦事業、防災訓練などの活動に取り組んでおられます。ある会では、年間、以下のような活動をされています。あくまでも一例であり、無理のない範囲で行うことが大切です。

| | | |
|-----|----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 4月 | 役員会、町内会費徴収、総会 |  |
| 5月 | 町内一斉清掃 | |
| 8月 | 地藏盆 | |
| 9月 | 敬老のお祝い会 | |
| 10月 | 学区民運動会、交通安全啓発、ふれあい祭り |  |
| 11月 | 防災訓練、公園清掃 | |
| 3月 | 役員引継ぎ | |
| 通年 | 古紙回収、登下校見守り | |

＜参考＞事業計画書見本（68ページ）

自治会・町内会は人手もお金も限られていますので、無理のない範囲で活動を行うことが大切です。

取組に優先順位を付けて「うちのまちは花いっぱいを目指そう」「今年は防災・防犯対策に力を入れよう」など、重点目標を決めて取り組めば、住民にも町内会の活動が伝わりやすいでしょう。

また、参加者が少なくなったり固定化している取組や地域の実状に合わなくなった取組は、みんなで話し合ってみ直すことも必要です。

地域で活動している団体は町内会だけではありません。社会福祉協議会、PTAなど様々な団体も、住民を対象にした活動を行っています。そうした団体と事前に情報交換し、大きな行事の日程が重ならないようにしたり、合同で開催するなど、協力しましょう。

誰でもいつでもできる活動を

お祭りや親睦旅行は町内を元気にするために有意義なものですが、仕事や家庭の事情、病弱などで行けない方もおられます。

そこで、時間帯や家庭状況、身体状況に関わらず、誰でも参加できる事業も考えてみてはどうでしょうか。例えば「わが町川柳募集！入選者には賞品進呈♪」。これなら、誰でも空いた時間に考えて応募できますよね。

大切な町内会費をいただいているのですから、どなたも何らかの活動には参加して、地域に愛着を持っていただきましょう。

⑤ お金を管理しよう ～会計について～

お金を適正に扱うことは、自治会・町内会が住民から信頼されるために最も大切なことです。

「みんなのお金を預かっている」という意識を持って、厳重に管理して無駄なく使いましょう。また、ルールを定めた「会計規則」を作成し、総会などで決定すれば、住民の信頼が厚くなり、役員も安心して会計処理ができます。

収 入（会費など）

自治会・町内会の収入の大部分を占めるのが、住民からの会費です。会費の額については、地域で話し合っ不公平感を与えないような金額、算定基準にしましょう。その金額、基準については、規約で定める、総会で議決するなどにより、全員に広く知らせることが望ましいです。

組長（班長）が会費を集めて、まとめて会計に持参している自治会・町内会では、組長（班長）は個人のお金とは区別して会費を保管し、できる限り速やかに会計に引き継ぎましょう。会費を支払った住民に領収書を渡すのはもちろんのこと、組長（班長）と会計の間でも、会費を引き継いだ日時、金額等を書面で残す方が安心です。

会計は預かった会費を厳重に管理し、自治会・町内会の口座があればこまめに入金して、現金を手元に置かないようにしましょう。

会費を払いやすい工夫を

会費の集金は気の重い役回りです。中には支払いを渋る人もいるかもしれません。そんな時には、会の重要性や会費の用途について理解を求めるとともに、支払いを渋る理由にも耳を傾けて、会費の基準や徴収方法を改善するのも一手です。

例えば、月払いと年間一括払いのどちらでも選べるようにする方法もあります。また、止むを得ない事情がある場合には会費の減免や支払猶予を認めている自治会・町内会もあります。

ただし、組長（班長）や役員の一存では不公平になりますので、総会などで話し合っ、明確な基準のもとで、弾力的な会費徴収を行いましょ。

収入としては他に、バザーや古紙回収の収益金、学区や各種団体、行政からの事業補助金、地元の企業や商店からの協賛金、寄付金などが考えられます。いずれも帳簿に記録し、速やかに口座に入金しましょう。また、企業や商店からの協賛金や寄付金があれば、広報紙、回覧板等で住民に広くお知らせし、企業や商店にとっても「甲斐があった」と思ってもらえるように努めましょ。

支 出

物品の購入等のために支出した場合は、必ず帳簿に記載し、領収書、振込伝票などの支払い証拠書類を保管しましょう。テント、カメラなどの備品の場合は台帳に記載して管理し、文房具などの消耗品の場合も、個人の消耗品と混同しないように気を付けましょう。

もし集めた会費が手元にあっても、そこから支出して残額を会費として収入することは望ましくありません。会費は全額をいったん収入処理し、それとは別に必要額を支出処理してください。

地藏盆や地元社寺の祭事などは地域の文化の一部になっており、宗教性は薄いと考えられますが、地域には様々な考えの方がおられますので、宗教性のある事業やその他寄付行為については、町内でよく話し合っ決めてみましょう。

管 理

自治会・町内会の口座の通帳と印鑑は別々の人が持つようにして、いずれも施錠できる場所で厳重に保管しましょう。帳簿に記載した額と、通帳残額、領収書等の金額が一致しているかを定期的に確認し、合わなければ、その都度原因を究明しましょう。

集会所の建設などのために積立を行っている場合は、別会計にして管理すべきです。



予算書・決算書の作成

年度当初には、その年度の収入・支出の見通しをまとめた「予算書」を作成します。前年度の決算状況や反省点を踏まえて、他の役員と相談しながら作成しましょう。年度末には、その年度の収入・支出の実績をまとめた「決算書」を作成します。いずれも総会で提案し、議決を得ることが望ましいです。

<参考> 予算書・決算書見本（69・70ページ）

正しい会計かチェック～会計監査～

決算書ができれば、会計監査（監事）の役員が、帳簿、通帳、領収書等を見比べて、適切に会計処理がなされているかチェックします。会計監査（監事）は気になる点があれば、会計や他の役員に遠慮なく質問や指摘しましょう。適正に執行されていれば、監査報告書に署名・押印し、総会でその旨報告します。

⑥ お知らせしよう ～広報について～

広報紙、ポスター、回覧板、ホームページなどを使って、自治会・町内会の行事予定や活動成果を広くお知らせすることは、町内の一体感を高めるためには大変重要です。普段自治会・町内会の活動に関心の薄い方も、そうした広報物を目にすることで、「自治会・町内会って頑張ってるんだな～」「払ってる会費はこんなふうに使われているんだ～」と興味を持ってもらえるきっかけとなります。

広報にはいろいろな手法がありますので、目的や事業に応じて使い分けましょう。



◆広報紙（全戸配布）

全員に迅速に情報を伝えたい場合に適しています。また、各自が保存することができますので、重要な事項のお知らせは広報紙が望ましいでしょう。

◆回覧チラシ

広報紙より安価で手軽にできる反面、回覧が終わるまでに時間がかかります。緊急のお知らせには不向きですが、啓発や報告には適しています。

◆ポスター

意識しなくても目に入ることから、自治会・町内会に関心の薄い人や未加入者に対しても情報を伝えたい場合に適しています。

◆ホームページなど電子媒体

カラー写真などを盛り込んで視覚的に伝えやすいうえに、発信する側は情報を随時更新できますし、受ける側も随時情報を入手できるという利点があります。また、あらかじめ登録した人にメールで情報を発信する「メールマガジン」という手法もあります。

その反面、パソコンなどを使わない人、そのページを「見よう」と思わない人には情報が一切伝わらないという欠点がありますので、紙媒体の広報手段と併用することが望ましいでしょう。

👉 若手活用のチャンス！

最近では、パソコンを使いこなせば、プロ顔負けの広報紙やチラシが手作りできます。また、パソコンでの作業は自宅で好きな時間にできます。そう考えると、広報は、若者にお願いするのにピッタリなお仕事です。心当たりが無ければ、公募してみるのも手ではないでしょうか。

広報紙のための取材や写真撮影をきっかけに、自治会・町内会の活動に参加するようになって、若い参加者が増えたり、将来若手役員が誕生したり…なんて相乗効果も出たら嬉しいですね。



地域の魅力を伝えよう！

広報活動は、自治会・町内会の取組を伝えることが一番大切ですが、そこから一歩進んで、地域の様々な魅力も積極的に発信してみてもいいでしょうか。

地域に関心の薄い人も、自分の住んでいるまちの歴史や自然など、今まで知らなかったことを知ることで地元への愛着が湧いて、「自治会・町内会に加入しよう」「活動に参加してみよう」という気持ちになります。

魅力探しはみんなで♪

地域の魅力を探るためには広くアンテナを張る必要があり、町内での人の輪を広げるチャンスです。

住民が持っている情報や昔の写真、資料を募集するのも一手ですし、参加者を募って「まち歩き」をして、みんなで地域の見所を探すのも楽しいでしょう。

調べた「結果」以上に大事なものは、みんなで自分のまちを見つめ直して、好きになるという「過程」なのです。



◆歴史、文化

普段目にはしているお寺やお地蔵さん、石碑などの起源や地域に伝わる言い伝えを調べてみては。新興住宅地でも、「昔は一面の〇〇畑だった」といった情報は、新しい住民にとっては興味深いものです。

◆自然

町内にある公園や池にはどんな生物がいるのか？など、子ども達も一緒に調べてみると楽しいかもしれません。



◆人

100歳のご長寿、元プロ選手、折り紙名人などなど、地域にはいろんな経歴や特技を持つ人がいるかも。「人」の顔が見えると、温もりのある広報になります。

◆お店、企業

お店も企業も地域の一員です。「普段看板だけ見ていたけど、中ではそんな仕事をしているんだ！」と親しみが湧くかもしれません。

◆魅力を創ろう！

「うちは文化も自然も別に無いし…」なんて言わずに、それなら魅力を創りましょう！ご長寿のまち、安全のまち、花いっぱいなどのまちなど、我がまちの「売り」を決めて取り組んで、それを広報紙などで訴え続けて浸透することで、それがそのまちの「魅力」になります。親しみやすいように、標語やキャラクターを作るのもいいでしょう。



⑦ 仲間を増やそう ～加入促進などについて～

自治会・町内会の加入・未加入は個人の自由とはいえ、せっかく同じ町内に住んでいるのだから、自治会・町内会に入って一緒に活動をしてほしいと思うのは当然のことです。一方、引っ越して来られた方も、町内のことが分からずに不安で、自治会・町内会からの声掛けを待っているかもしれません。

「入るのが当然」という高圧的な姿勢ではなく、「安心して暮らすため」「一緒に住みよい町にするため」に自治会・町内会に入るよう勧誘しましょう。

また、商店や企業に「賛助会員」などとして協力を求めている自治会・町内会もあります。



◆勧誘は段階的に

勧誘の際は、自治会・町内会からの案内状、規約、事業計画書、広報紙、加入申込書等を用意しながらも、押し付けがましくならないように注意しましょう。初回は案内状などで歓迎の気持ちを前面に出して、その後、段階的に会への理解を得てから、加入の手続に移る方が望ましいです。

<参考>加入案内文見本（71ページ）

◆安心、防災を強調

どんな年代、家族構成であれ気になるのは、治安、防犯などの問題と、震災などの災害時の対応です。中でも、大災害時には自治会・町内会による避難誘導や助け合いが不可欠です。そうした自治会・町内会の役割を十分に説明して加入を呼び掛けることが効果的です。

◆不安感を和らげよう

加入を嫌がる方からは「役が回ってくるのが嫌だから…」という声が聞かれます。役員の負担を軽減したり、やりがいを伝えて「嫌な仕事」という印象を無くすことが理想ですが、それには時間がかかりますし、まして引っ越して来ただけで地域の事情が分からない方にとっては、不安が先立つのはやむを得ないことです。

そのため例えば、土地に慣れる時間として「加入後〇年間は役員に就かない」といった取決めを作っている自治会・町内会もあります。ただし、そうした猶予や免除は、不公平にならないよう、総会などでみんなでも話し合っただけで決めることが大切です。

👉 体験後に加入してもらおう手も

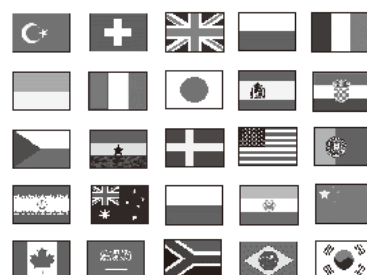
商品を見ないと買うかどうか決められないように、自治会・町内会の活動が分からないうちに「とにかく入って！」と言われても、ためらうのは無理ありません。

そこで、お祭り、防災訓練、一斉清掃などの活動に、未加入の方も誘ってみてはどうでしょうか。実際の地域活動を体験すれば、自治会・町内会の役割や大切さを理解して、加入してくれるかもしれません。

国籍や文化の違う方も地域の一員です

京都には、外国籍の方や、日本国籍を取得した方、日本人との国際結婚で生まれた子どもなどが数多く暮らしています。また、京都は大学のまちであり、様々な国からの留学生が、京都で暮らし、学んでいます。

それらの方々も同じ地域の一員ですので、文化や風習、価値観などの違いを認め合いながら、相互理解や交流に努めて、地域活動にも参加を呼び掛けましょう。



① 「違い」を地域のかに

外国籍などの方がおられることは、異なる文化に触れるチャンスでもあります。地域のイベントで、母国の文化の紹介・体験などをしてもらえないか、お願いしてみてください。

また、地域で外国語教室を開いて講師になってもらったり、日本語の通じない同国籍の方の通訳をお願いするケースもあります。

◆伝える努力と工夫を

「外国語なんてしゃべれないし…」と最初から諦めずに、伝える努力をしてみましょう。ひらがなや平易な日本語なら分かるという方もおられますし、イラストならイメージが伝わります。

また、外国語を話せる方が地域にいないか普段からアンテナを張っておきましょう。例えば、英語の話せる方がおられれば、もし相手も英語が通じるなら、無理に日本語や相手の母国語を使うより、英語を使った方が伝わりやすいかもしれません。

◆言葉だけでなく体験で伝えよう

自治会・町内会の無い環境で育った方にとっては、自治会・町内会がどのようなものなのかすら分かりませんし、その意義や役割を言葉で説明して理解してもらうのは大変なことです。

そこで、まずは防災訓練、運動会、お祭りといった行事に参加を呼び掛けてはどうでしょうか。言葉が十分に伝わらなくても、周りの様子から何のための活動かは伝わりますし、そのために地域が一体となっている雰囲気も伝わると思います。その結果、自治会・町内会に加入したり、地域活動に積極的に参加する方が増えるかもしれません。

マンションなどの入居者も自治会・町内会に！

マンション、アパートなどの入居者は、地域との関わりを実感しにくく、自治会・町内会としても立ち入って勧誘しづらいため、未加入の方が増えがちです。でも、マンションも地域の一部ですので、自治会・町内会への加入を積極的に呼び掛けましょう。

大規模マンションの場合は、そのマンション内で新たに自治会・町内会を設立して、周辺の自治会・町内会や学区と連携して地域活動を行っている例も数多くあります。

◆住宅事業者に協力をお願いしよう

マンションなどは必ず住宅事業者を通じて入居手続を行っていますので、その際に自治会・町内会についても説明してもらうことが効果的です。新築マンションの場合は、工事、販売（賃貸）、管理の事業者ごとに、地元地域との連絡調整担当者を決めて市に届け出ることを義務付けており、学区自治連合会などから申出があれば開示できます。そうした制度も活用して、早めに業者と接触し、自治会・町内会への加入や新規設立に向けた協力をお願いしましょう。

管理業者に広報紙の配布や掲示に協力してもらうだけでも、入居者の地域活動への関心はぐっと高まります。



👉 マンション世帯と戸建て世帯の違いについて

大規模マンションの多世帯が地元の自治会・町内会に加入すると、会の中の新旧住民のバランスが急変して、会の運営が不安定になるという声もあります。また、1世帯あたりの面積の差を考えると、戸建て世帯と同一視できないという意見もあります。

実際のところ、マンション世帯も戸建て世帯と同様に個別に加入しているケース、マンション全体をひとまとまりとして加入しているケース、マンション単独で町内会を結成しているケースなど様々であり、どの方法が正しいとは一概に言えません。

大切なのは、負担（会費など）と受益（活動参加資格、表決権など）のバランスが取れていることと、マンション世帯と戸建て世帯の双方が納得していることです。

4 自治会・町内会の活動について

① お祭り、地蔵盆など

お祭りや地蔵盆は自治会・町内会の一大行事。準備は大変ですが、その分、盛況に終わった後の満足感はひとしおです。会場にはお年寄りから子ども達までたくさんの笑顔が溢れて、みんなが改めて自分のまちを好きになります。そして、自治会・町内会に加入されていない方や普段地域活動に関心の薄い方も、賑わいに誘われて足を向けて、地域に愛着や関心を持っていただくきっかけになります。

①運営体制、スタッフを決める

安全管理、会計など重要な部分は役員の統括が必要ですが、会場での模擬店や出し物には町内の「お祭り好き」の力を借りてはどうでしょうか。「実行委員会」のような独立性の高い組織を作れば、若者も入りやすいし、より活気あるイベントになるかもしれません。



②内容を定める

模擬店(たこ焼き、金魚すくいなど)、出し物(歌、踊り、ゲーム大会など)、昔遊び、盆踊り、花火など、盛り込む内容は地域によって様々。みんなが楽しみにしている「定番」は毎年残しながらも、新しい趣向も取り入れてみてはどうでしょうか。

模擬店などの経費負担や売上げ収入の取扱いも自治会・町内会によって様々。個々の出店者が材料を用意して売上げも収入する場合もあれば、町内会や実行委員会が各模擬店の材料を用意して、売上げも一括収入する場合があります。役員と出店者がよく話し合ってルールを決めましょう。

👉 「外」の力で新風を！

毎年のイベントでは、出し物もマンネリになりがち…。そんな時は、自治会・町内会の外にも目を向けてみませんか？

学生サークル、趣味のサークル、NPOなど、地域を問わずに発表や活動の機会を求めている人達があります。思い切って協力をお願いしてみてもどうでしょうか。

イベントに新風を吹きこんでくれて、町外に人の輪が広がるきっかけにもなるかもしれません。



③準備を進める

必要な物品の種類、数量を把握して無駄なく用意しましょう。道路を使う場合の警察への届出や食品を扱う場合の保健所への届出など、必要な手続も忘れずに。

④お知らせする

お祭りや地蔵盆は普段地域に関心の薄い方にも目を向けてもらう絶好の機会ですので、広報紙やポスターで積極的にPRしましょう。できれば自治会・町内会に未加入の方にもチラシなどで案内しましょう。楽しい雰囲気を感じれば、改めて地域への愛着が湧いて、加入してくれるかもしれません。

来場者を増やすために、チラシに抽選券や模擬店券を付けるなどの工夫をしている自治会・町内会もあります。

<参考>お知らせの見本（72ページ）

👉 保険に入って安心

大人数が集まるイベントで心配なのが、事故や食中毒…。防止に努めるのが第一ですが、それでも心配な場合は、イベント用の保険に入ると安心です。担当役員の心理的な負担も軽くなります。

補償の対象や内容は保険の種類によって様々ですので、イベントの規模や内容に応じて、保険代理店と相談して決めましょう。

⑤開催する

準備万端整ったら、当日は役員やスタッフも楽しみましょう。多少のミスやトラブルがあっても、従事者同士が喧嘩しては訪れた人達が興奮めします。ただし、火気、食品、お金の管理には細心の注意が必要です。

⑥片付ける

終わったら経費を精算しましょう。大きなイベントの場合は、自治会・町内会の年間決算とは別に、それ単独で収支決算書を作成しましょう。次年度の参考にもなります。

また、準備過程や当日に出た課題やトラブルは書き留めて、次年度に引き継いで改善に生かしましょう。

京都まち知識 まめ知識② 「地蔵盆」

京都では、八月二十四日前後になると、町角のお地蔵さんの前に提灯が吊るされて、子ども達が集まって小さな縁日のようなものが開かれています。それが京都の夏の風物詩「地蔵盆」です。

お地蔵様に町内の子ども達の無事を祈念する伝統行事ですが、今では宗教色が薄れて夏祭りとして開催している町内会もあります。それでも「子どものため」の日に変わりはなく、お菓子や遊びがたくさん用意されて、子ども達にとっては夏休みの楽しみの一つとなっています。

一方、少子化で子どもがいなくなったものの、地蔵盆の日に合わせて懇親会を開いている町内もあり、「地蔵盆」が地域の絆を深める大切な役割を果たしています。



② 環境や美化の取組

自分たちのまちは自分たちできれいに。町内の道路や公園の一斉清掃、花植え、古紙回収やバザーなど、まちの美化や環境についての取組は、誰もが気軽に参加しやすいため、自治会・町内会活動の入口としてとても大切です。活動を通じてご近所どうしが自然と顔なじみになり、地域の一体感が生まれます。

👉 「見える」活動は大事です

自治会・町内会に入らない方からは、「自治会・町内会が何をしているのかよく分からないから…」という声が聞かれます。その点では、清掃や美化など、未加入者の目にも触れる活動は重要です。

ごみ箱やプランターに自治会・町内会名を表示したり、のぼり旗を作ったりして、個人ではなく「自治会・町内会として」ががんばっていることをPRしましょう。



一斉清掃や古紙回収など、日程が決まっている取組については、回覧板やポスターで事前に周知しましょう。

自治会・町内会に未加入の方や地元の企業、工場等にも、地域活動に参加してもらう良い機会ですので、声をかけてみましょう。そして、せっかく来てくれたのに用具が足りない…なんてことがないように、余裕を見て準備しておくことが大切です。

取り組んだ成果については、広報紙や回覧板などで住民の皆さんに積極的に報告しましょう。



学区、自治会・町内会など地域ぐるみで行う環境や美化に関する取組に対しては、京都市から様々な支援制度があります。一斉清掃活動、古紙・古着や使用済てんぷら油の回収、生ごみ・落ち葉の堆肥化、環境学習などの取組を京都市が後押ししています。

行政からの支援を活用すれば、その分、自治会・町内会の負担が軽減されますし、取組の信用度も高まります。



「達成感」と「お得感」を

せっかくみんなで良いことをしたのだから、「〇袋ごみが集まった」「古紙が〇円になった」と、具体的な成果をお知らせしましょう。そうして「達成感」を共有することが、活動を継続する力になります。

また、参加者にジュースや花苗など粗品を渡している自治会・町内会もあります。ささやかでも参加したこと「お得感」が出ますし、「お疲れ様でした」と言って手渡すことで、顔の見えるお付き合いが広がります。

京都 まち知識 まめ知識③ 「京都と電気」

三条通を東大路通から東へ向かうと、蹴上の坂にさしかかる辺りで左手にレンガ造りの重厚な建物が目に入ります。これは明治四十五年に完成した第二期蹴上発電所の建物。そして、それに先立ち明治二十四年に完成した第一期蹴上発電所こそが、日本で初めての事業用水力発電所だったのでした。

琵琶湖疏水の高低差を利用した発電により生まれた電気は、京都のまちに電燈を灯し、日本初の電気鉄道（京都く伏見間）の開業にもつながりました。

時は流れて平成二十四年、伏見区淀の水垂埋立処分地で、民間事業者による大規模太陽光（メガソーラー）発電所がスタート。南区の鳥羽水環境保全センターでも下水道事業としては全国に先駆けてメガソーラーの設置が決まっています。

とはいえ、京都は大部分の電気を市外の発電所に頼っています。皆さん、町ぐるみで節電やエコに取り組みましょう。



③ 防犯や防災の取組

どんな年代、家族構成であれ気になるのは、治安、防犯などの問題と、震災などの災害時の対応です。中でも、大災害時には自治会・町内会による避難誘導や助け合いが必要不可欠です。

◇防犯・交通安全

空き巣、痴漢、詐欺、悪質商法、交通事故など、被害は様々ですが、対策としてまず必要なのは、正しい知識の普及や啓発。広報紙、回覧板やポスターで根気強く呼び掛けていくことです。また、警察や京都市消費生活総合センターなどが様々な啓発物を用意していますし、出前講座をしてくれる場合もありますので、有効に活用しましょう。

犯罪や事故を未然に防ぐためには、見回りや見守りも効果的です。目立つ色の上着やタスキを作って、揃って着用すれば、抑止効果が高まり、町内会の活動のPRにもなります。

また、地域の危険箇所を点検して地図に反映させて、町内で共有しているところもあります。住民が広く参加するまち歩きやワークショップの手法で、地域の危険箇所を点検して地図を作成すれば、その過程で住民の安全意識やまちへの愛着が高まる効果もあります。



京都 まち知識 まめ知識④ 「防火の神様」

「火過要慎」——これ、読めますか？正解は「ひのようじん」。愛宕山頂にある愛宕神社のお札の文言です。木造家屋が密集する京都は古来から幾度も大火に見舞われており、火難除けの神様として信仰されてきたのが愛宕山と愛宕神社です。

戦前には、ケーブルカーと鉄道で山頂と嵐山が結ばれ、ホテルや遊園地も備えた観光地として賑わいました。現在は静かな信仰の山に戻っていますが、山道を踏みしめて参拝する人々は後を絶ちません。七月三十一日夜から八月一日にかけて参拝すると千日間火事に遭わないと云われる「千日詣」の晩には、毎年数万人もの参拝者が参道が埋まります。

京都は大火事の危険が多いことは今も変わっておらず、地域では消防団や自主防災会の皆さんが、災害を未然に防ぐために奮闘しておられます。お札を持って安心するのではなく、「火の用心」と災害への備えを肝に銘じましょう。



◇防 災

防犯や交通安全同様に、災害への備えや災害時の対応についての正しい知識の普及や啓発が大切ですが、防災については「行動」も大切です。自治会・町内会と自主防災会等が協力して、万一来て備えて消火器、救命機器、担架、非常食などを購入している地域もあります。

👉 未加入者を巻き込もう！

犯罪も事故も災害も、自治会・町内会加入の有無に関係なく襲ってきます。防犯や防災の取組は、未加入者にも地域活動を「我がこと」と感じてもらえるチャンスです。

とりわけ、東日本大震災を機に、災害時には地域の絆が大切であるという認識が広がっています。

例えば、防災訓練の際に未加入者にも声を掛けてみてはどうでしょうか。そこでお互い顔の見える関係になって、地域活動の重要性を体感してもらえれば、加入しよう！と思う方がもっと増える可能性があります。

また、災害時に安否確認や救助を迅速に行うための備えも大切です。住民の同意を得て、災害時用の名簿を作成し、病気、障害等により配慮が必要な方は、それらの情報も盛り込んで、災害時にきめ細かい対応ができるように備えている自治会・町内会もあります。

そうした備えが災害時にきちんと生きるようにするために大切なのが、防災訓練です。いざ災害が起これば、老若男女、自治会・町内会の加入・未加入を問わず、誰もが被災者になりますので、訓練にはできるだけ多くの住民の参加を呼び掛けましょう。

災害発生⇒安全確保⇒近隣救助⇒避難移動⇒避難所開設・運営⇒避難所生活の各段階で、自治会・町内会や自主防災会の誰がどのような役割を担うのか、その他の住民はどのように行動すべきなのか、訓練を通じて具体的に確認することが大切です。

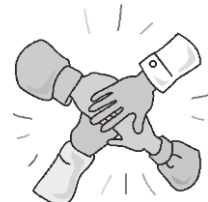
実際の災害時をイメージすればするほどに、普段からの備えや地域の繋がりの大切さを実感するはず。防災訓練を、災害への備えを万全にするとともに、地域の絆を強める機会としましょう。



👉 団体間の横のつながりを

防災の取組は自主防災会や消防団と学区、自治会・町内会を中心に行われますが、いざ大災害となれば、あらゆる被災者に対してあらゆる団体の協力が必要です。

高齢者や障害のある方の対応には社会福祉協議会や民生委員、子どもの対応にはPTAなど。ですから、防災の取組を機に、自治会・町内会と各種団体の横のつながりを強化しましょう。それが、防災以外の活動にもきっと生きます。



④ 子どものための取組

子どもは地域の宝です。子どもの笑顔はみんなを和ませてくれますし、「この子たちの将来のためにも良い地域にしなければ！」と、地域活動を頑張る力を与えてくれます。また、自治会・町内会に加入していない方や地域活動に関心の薄い方も、子どものための活動なら参加してくれることが多いので、子どもを通じて地域の輪が広がります。

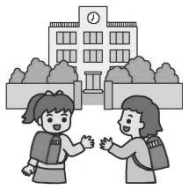
子どもを誰よりも大切に思い、心配に見守っているのは親御さんです。子どものための活動は、親御さんに安心していただけることを第一に心がけながら取り組みましょう。

学校・PTAと連携を

子どもの生活の中心は学校であり、子どものための様々な取組を学校やPTAも行っています。

日ごろから学校やPTAと情報共有して、活動によって合同で取り組んだり、役割分担したりと上手に連携しましょう。PTAを通じて情報をお知らせすれば、自治会・町内会の未加入者にも伝わるという利点もあります。

また、PTA役員を務めたのに、子どもが卒業したら、その経験が地域活動に生かされないのはもったいないと思いませんか？PTA経験者に自治会・町内会活動に参加してもらえるような仕組みと雰囲気作りを取り組んでみてはどうでしょうか。



◇登下校の見守り

登下校の際の見守りは、子どもを事件や事故から守るために大切です。目立つ色の上着、帽子、タスキなどを作って、揃って着用すれば、ドライバーの注意を促す効果がありますし、町内会活動のPRにもなります。

また、見守りの人と子どもや保護者が、「おはよう」「ありがとう」などと言葉を交わすことで、顔の見える町内になり、防犯や防災の面でも効果があります。

そして、自分が地域の人に「大切にされている」と実感することが、子どもの健全な心を育てますし、その子どもたちの中から、次代の地域活動の担い手がきっと現れるでしょう。



子どもたちを共に育みましょう

京都市では、子どもたちの今と未来のため、大人として何をすべきか、市民共通の行動規範として、「子どもを共に育む京都市民憲章」（下記）を制定しています。この憲章を実践して、地域ぐるみで子どもたちを健やかで心豊かに育みましょう。

- 1 子どもの存在を尊重し、かけがえのない命を守ります。
- 1 子どもから信頼され、模範となる行動に努めます。
- 1 子どもを育む喜びを感じ、親も育ち学べる取組を進めます。
- 1 子どもが安らぎ育つ、家庭の生活習慣と家族の絆を大切にします。
- 1 子どもを見守り、人と人が支え合う地域のつながりを広げます。
- 1 子どもを育む自然の恵みを大切に、社会の環境づくりを優先します。



平成19年2月5日制定、同年3月13日 京都市会が憲章を積極的に推進する決議

◇子ども会などの親睦活動

子ども会などで、子ども同士や親子同士が集まって、ハイキング、スポーツ、体験学習などを通じて交流する取組も各地域で行われています。学校とは違う環境で、年上や年下の子たちと一緒に行動することは、子どもたちを大きく成長させることに繋がります。



活動にあたっては、大切な子どもたちを預かるのですから、安全が何より大切です。とりわけ子どもたちだけでの活動の際は、親御さんから子どもの注意事項（アレルギー、車酔いなど）を事前に聞き取っておきましょう。

「安全第一」とはいうものの、そこは子ども同士、夢中で遊んでいれば思わぬケガをすることもあります。そうした事故が心配であれば、イベント保険に加入するという方法もあります。

また、地域で子どもたちのための活動を行っているのは、学区や自治会・町内会だけではなく、学校やPTAはもちろん、保育園、幼稚園、児童館、青少年活動センター、ボーイスカウト・ガールスカウト、NPOなど、様々な団体が子どもたちのために特色ある活動を展開しています。それぞれ目的は多少違うかもしれませんが、協力し合える部分もきっとあるの

で、連絡を取り合ってみてはどうでしょうか。子どもに関する施設や団体が一堂に会する「こども祭り」のようなイベントを行っている地域もあります。

地域の記憶を子どもたちに

核家族化が進んで、子どもたちは親以外の大人と話す機会が減っています。一方、地域には、学校と違っていろんな年代と職業の大人がいます。

交流会、ワークショップ、まち歩き、地蔵盆、どんな場でもよいので、大人と子どもが話す機会をたくさん作りましょう。

大人にとっては当たり前の話が、子どもにとっては新鮮だったりするもの。まして、普段友達と駆け回っているご近所が「昔は〇〇だったんだよ」なんて話は、きっと興味しんしんです。



京都 まち知識 まめ知識⑤
「番組小学校」

京都では多くの地域活動が「学区」単位で行われており、学校の統廃合で「通学区」が変わっても、「学区」の範囲は変わりません。市外から来た人にとって「なんで??？」と思う京都の人々の「学区」への愛着の源は、明治維新にまで遡ります。

幕末の動乱の戦禍と東京遷都により京都が衰退の危機を迎える中、京都の町衆は「まちづくりは人づくりから」と奮起し、「竈金（かまどきん）」と呼ばれるお金を出し合って、明治二年に日本で最初の学区制小学校「番組小学校」六十四校を開校させました。番組小学校は、学区の象徴、自治の拠点にもなり、地域ぐるみで教育を後押しする中で、新時代を拓く優秀な人材が育っていきました。

今では、都心部の人口減少と少子化により、かつての番組小学校の多くが閉校し、その跡地は博物館、福祉施設など新たな役割を担っています。しかしながら、地域ぐるみで子ども達を育てるという「竈金」の精神は、今もなお、各学区の人々の中に生き続けています。

⑤ 高齢者、障害のある方のための取組

長寿化や核家族化に伴って一人暮らしのお年寄りが増えており、地域のみんなで健康状態などを気にかけてあげることが、安心して暮らし続けられる地域づくりには大切です。また、お年寄りや障害のある方が暮らしやすいまちは、誰にとっても暮らしやすい素晴らしいまちであると言えるでしょう。

一方、年をとっても仕事や趣味や地域活動に元気に活躍されている方もたくさんおられます。そんな方々に知恵と力を町内で大いに発揮していただき、いつまでも元気を保てる、そんな自治会・町内会にしたいものです。



◇安否確認、付き添いなど

一人暮らしのお年寄りが増える中、自治会・町内会や社会福祉協議会、民生児童委員などが組織的に安否確認を行っている地域もあります。住民同士にだけ分かる目印（毎朝フダを門に吊るすなど）を決めて、無事を確認し合うのも一つの方法です。

また、心身に不安のあるお年寄りや障害のある方の外出に付き添う取組も、家に閉じこもってしまう方を減らすためには大切です。

👉 個人情報大切に

お年寄りや障害のある方に対する取組を進めるにあたっては、年齢や心身の状況も含めた個人情報を聴き取って活用する場合があります。

個人情報を預かるにあたっては、必要性や使い道を本人に説明し、納得を得るようにしましょう。また、個人情報は活動上必要な人だけが見られるようにして、他の人が見たり持ち出したりできないようにしましょう。

世の中では、お年寄りなどを狙った詐欺や悪質商法が後を絶たないことを忘れないでください。

年を重ねて心身が弱っても、1人の人間としてのお年寄りが持つ自尊心や羞恥心を理解し、尊重したうえで、そっと手を差し延べましょう。



◇理解を広めるための取組（講習会など）

認知症の方や障害のある方に対しては、周りの住民がどのように接してよいか分からず、悪気は無くても地域の輪から疎外してしまうことがあります。でも、人それぞれに行動や心の動きの特徴があり、それに応じた接し方がありますので、家族などからそれを聞いて共有しておけば、地域の一員として接することができます。

また、行政や福祉団体、NPOなどが、認知症や障害についての講習会や講師派遣を行っている場合もありますので、それらを上手に活用して地域ぐるみで理解を深めましょう。

◇生きがいくくり、交流活動など

老人クラブなどを中心に、お年寄りが集まってスポーツや趣味を楽しむ機会も大切です。体や心は動かすほどに健康になります。

最近では元気なお年寄りが多いですから、年齢制限を設けずに、幅広い世代



が参加できるようなサークルを作って、若い世代と一緒に楽しむのも良いかもしれません。

👉 集いの場を手作りで

近年、集会所や空き店舗などに、地域住民の集いの場を地域の手づくりで開設する「コミュニティカフェ」が増えています。

運営しているのは、学区自治連合会、自治会・町内会、社会福祉協議会、NPOなど様々。開設日も月1回から週数回まで、各地域の利用状況と運営者の事情により違ってきます。

そこでは利用者にコーヒーとお菓子などを出して、その実費程度の額をいただくのが一般的。地域の団体が運営しているという親近感や少額の負担で済む気軽さから、お年寄りなどの貴重なお出掛け、交流の場になっています。



京都 まち知識 まめ知識⑥
「ろーじ」と「どんつき」

京都は戦災による再開発が無かったこともあり、細い路地が数多く残されています。京都では路地を「ろーじ（ろうじ）」と言います。通りに面した場所は大きな店や屋敷が占めていたため、奥まった場所に長屋や蔵が並ぶこととなり、そこへの通路として「ろーじ」ができていったようです。

他に道にちなんだ京言葉がよく使われるのが「どんつき」。「突き当り」という意味で、「その先の『どんつき』を右に曲がって…」などと京都の人は道案内してくれます。

「どんつき」で行き止まりの「ろーじ」も京の趣の一つですが、地震や火事の際の逃げ道を考えると心配…。そこで、京都市では細街路対策として、袋路に別の避難経路を新設したり、袋路の入口の建物を耐震・防火改修する場合に助成する制度を設けています。

京都らしい町並みや風情を残しながら、安心して暮らし続けられるよう、地域の皆さんで話し合い、協力しましょう。

⑥ まちの環境を良くするための取組

静かで、日当たり良く、緑がいっぱい。そんな理想的な環境で暮らし続けたいと誰もが願っています。でも現実には、近所で大きな開発が行われたり、通過車両が増えたりと、地域の生活環境を悪化させるような出来事が起こることがあります。

そんな時に、ただ嘆いたり怒ったりしていても事態は改善しませんし、地域の活力は低下するばかりです。ピンチこそ地域が結束するチャンス！と頭を切り替えて、地域の環境を維持するために何ができるか、地域ぐるみで考えて、行動しましょう。



◇制度を知って活用しよう

大きな建物の建設や開発にあたっては、法律や条例により、近隣住民への説明が行われます。そうした制度を活用することにより、地域の声を直接事業者に伝えることができます。

相手の事業者なども必要性があって開発や建設を行うのですから、やみくもに反対を叫んでも、全面中止になる可能性は低いのが実情です。それよりは、地域への悪影響をどれだけ抑えられるのかを念頭に、お互いが歩み寄るよう話し合しましょう。

◇次善の策を考えよう

反対の声を上げたけれども、法令に則って建設や開発が行われてしまったら…、「残念だったね」で終わらずに、地域の環境を少しでも良くするための次の一手も考えてみてはどうでしょうか。

例えば、苦い経験を活かして、みんなで話し合っ「こんなまちにしたい」「まちのためにこんなルールを守ってほしい」という思いを文書にまとめれば、今後の開発事業者や転入者等に、地域の総意として示すことができます。

また、反対から転じて、完成した施設の管理者や入居者、利用者に、地域への理解や協力を積極的に求めていけば、迷惑と思っていたものが、地域の新しい活力になることもあるかもしれません。

地域の環境は年月とともに否応なしに変わっていきます。その時々で地域にとって最善の一手をみんなで考えて、行動しましょう。

👉 マイナスをプラスに

自治会・町内会による反対運動は地域の結束を一時的に高めますが、実を結ばなかった時に、会の求心力を低下させてしまう恐れがあります。

マイナスを減らすことも大切ですが、プラスを増やすことも考えてみてはどうでしょうか。開発で緑が減るなら、地域ぐるみで花や緑を育てる。通過車両が増えるなら、子ども達の見守り活動を充実する。

結果として、外からのマイナスを上回るプラスを地域の中から生み出すことができれば、地域の「環境」は前より良くなっているとも言えるでしょう。



⑦ スポーツ、文化教養活動

趣味の延長として楽しめるスポーツや文化活動は、普段自治会・町内会に関心の薄い人も地域活動に参加してもらおう入口として大切です。誰もが気軽に参加できる仕組みと雰囲気をつくって、笑顔いっぱいの自治会・町内会にしましょう。

◇スポーツ

学区の大会は、自治会・町内会としての一体感を生む好機ですので、できるだけ多くの参加が得られるよう呼び掛けましょう。高齢化や人口減でチーム編成が難しい場合でも、近隣の自治会・町内会との合同参加など、何か方法が無いと話合ってみてはどうでしょうか。

また、独自のスポーツ大会やスポーツサークルを設けるのも楽しいもの。その場合は、老若男女が楽しめる種目を用意することが望ましいです。



◇文化教養

絵画、写真、踊り、華道、英会話など様々な活動が考えられますが、大切なのは講師の確保。心得と熱意のある方が町内におられたら、講師をお願いしましょう。

活動には人それぞれのペースで取り組める配慮が大切。広報紙やお祭りの場で活動の成果を披露できれば、活動に張り合いが出ます。

文化や教養を高めるための活動について、自治会・町内会の会費をどれだけ充てるかは町内でよく検討しましょう。材料費等の実費が高額になる場合は、参加者に応分の負担を求めるべきでしょう。また、行政や文化・教育団体でも公開講座や講師派遣など様々な制度を設けていま



すから、それらを上手に活用すると良いでしょう。

① 垣根を低〜く

スポーツや文化の活動は、心得のある特定の参加者で固定しがちです。競うことより楽しむことを大切に、初心者も参加しやすいよう、申込み方法やPR方法を工夫しましょう。

また、自治会・町内会に入っていない方や町外の方とも一緒に活動しやすい分野です。交流が広がれば活動が活発になりますし、自治会・町内会の他の活動にも興味を持ってくれるかもしれません。

外の大会に参加してみよう！作品募集にみんなで応募してみよう！といった挑戦も、一体感が出て盛り上がりますよ。

⑧ 親睦のための行事

お花見、慰安旅行、忘年会、もちつき大会、新旧役員交流会など、地域によって様々な親睦行事が行われています。地域住民同士が顔を合わせて、日頃の苦労話から自慢話までざっくばらんに語り合い、笑い合うことは、地域の絆を強めるためには大切です。ただし、参加者が楽しむだけでなく、町内みんなの理解が得られるよう心がけましょう。



◇費用は自己負担を中心に

親睦行事は、防犯・防災や福祉の取組と違って娯楽性の高いものですし、参加できる人も自治会・町内会の一部に限られています。これに対して多額の自治会費・町内会費を充てることは、あまり望ましくありません。

費用は原則として参加者の自己負担として、当日共通で使う物品など必要最小限の経費だけを会費から支出する方が、町内全体の理解が得られやすいでしょう。仕事や家庭の事情で、行きたくても行けない人がいることを、常に念頭に置いておくことが大切です。

◇参加者を増やそう

親睦行事も参加者が固定化してしまう場合がありますので、広報紙や声掛けなどで、できるだけ多くの人に参加を呼び掛けましょう。また、行事の内容や時期、時間帯を変えてみれば、これまで来なかった人、来ることができなかった人にも参加してもらえるかもしれません。

京都まち知識 まめ知識⑦

「京都 食の歳時記」

京都には、長い歴史の中で生まれた四季折々の食文化があります。地域の行事や親睦会にも京都ならではの「食」を取り入れてみてはいかがでしょうか。

【一月】京都のお雑煮は白味噌。具には出世を願って「かしらいも」、円満を願って「丸餅」を入れます。七日には一年の無病息災を願って七草粥を。

【二月】節分には、恵方巻の他に塩イワシ焼きも。

【三月】雛祭りには、ばら寿司と蛸や蛤の澄まし汁。京都ではカレイを食べる家もあります。

【五月】端午の節句に厄除けのために粽（ちまき）を食べます。祇園祭の粽は主に飾り用。

【六月】三十日に、葛やういろうに小豆を乗せ、三角に切った菓子「水無月」を食べます。

【七月】京の夏を代表する食材といえば鱧（はも）。湯引きして梅肉や酢味噌でさっぱりと。

【九月】お月見団子は、お月様に見立てた里芋状のお餅を、雲に見立てたあんこでくるむのが京都風。白玉団子を積むのは関東風です。

【十二月】冬至に「ん」が2つ付く食べ物を7品食べると出世するという縁起担が。

（なんきん、にんじん、ぎんなん、など）
【十二月】大晦日には年越し蕎麦。京都では、にしん蕎麦が好んで食べられます。

5 地域で活動する様々な団体

地域では、自治会・町内会や学区自治連合会以外にも、様々な団体が、それぞれの目的を持って活動しています。団体の委員を自治会・町内会から選出している場合もあり、自治会・町内会と各団体の協力関係が築かれている地域もありますが、団体、地域によっては、町内会との連携はまだ不十分です。

各団体はその分野について高い知識とノウハウを持っており、その協力を得れば、自治会・町内会の活動に広がりや深まりを生みます。また、下記の主な団体以外にも、地域では、NPO、ボランティアグループ、趣味のサークル、ボーイスカウト、女性を中心とした組織など多種多様な団体が活動しています。更には、地域内にある企業、商業施設、大学、病院、社寺なども、地域活動の一員となる可能性を秘めています。

自治会・町内会や学区の取組内容に応じて、連携できる団体などが無いか地域を見渡して、幅広い力を結集した効果的な取組を目指しましょう。

◆ 地域で活動する主な団体 ◆

| 名 称 | 活動内容 | 担当部署 |
|---------------------------------|------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|
| 市政協力委員 (市政協力委員 連絡協議会) | 市からの委託を受けて、広報物の配布、 掲示や市民要望の取次ぎ等を行っていま す。委員の身分は非常勤特別職公務員です。 | 文化市民局地域自治 推進室 (☎222-3049) |
| 日赤京都府支部 地区奉仕団 | 災害救護活動等のための社資(寄付金) や被災者への義援金の募集活動や献血事業 を行ってしています。 | 文化市民局地域自治 推進室 (☎222-4072) |
| 京都府共同募金 会地区分会 | 地域の福祉のための「赤い羽根共同募金」 の募集や、災害被災者への義援金の募集を 行っています。 | 文化市民局地域自治 推進室 (☎222-4072) |
| 交通安全推進連 合会(区によって 名称の違い有り) | 交通安全に関する街頭啓発や交通安全教 室などを行ってしています。 | 文化市民局くらし安 全推進課 (☎222-3193) |
| 体育振興会 | 市民スポーツの振興のため、学区民運動 会や各種スポーツ大会などを開催していま す。 | 文化市民局市民スポ ーツ振興室 (☎366-0169) |
| スポーツ推進委 員(スポーツ推進 委員会) | 地域におけるスポーツ活動の推進や実技 指導を行ってしています。委員の身分は非常勤 特別職公務員です。 | 文化市民局市民スポ ーツ振興室 (☎366-0169) |

| 名 称 | 活動内容 | 担当部署 |
|---------------------------|----------------------------------------------------------|-----------------------------------|
| 民生児童委員 (民生児童委員協議会) | 福祉に関する相談や援助を行い、地域福祉のネットワークづくりに努めています。委員の身分は非常勤特別職公務員です。 | 保健福祉局地域福祉課 (☎251-1175) |
| 社会福祉協議会 | 高齢者の健康すこやか学級や子育てサロンなど、地域で見守り活動、居場所づくり、相談事業の絆づくりを進めています | 保健福祉局地域福祉課 (☎251-1175) |
| 老人クラブ | 60歳以上の高齢者で構成し、交流活動や健康づくり活動、地域貢献活動などに取り組んでいます。 | 保健福祉局長寿福祉課 (☎251-1106) |
| 保健委員 (保健協議会) | 地域の保健衛生や生活環境の向上を目指して、広報物の配布等の啓発活動や各種事業を行っています。 | 保健福祉局保健医療課 (☎222-3411) |
| 地域献血会 | 医療用血液の確保のため、移動採血車による献血や、献血に関する啓発活動を行っています。 | 保健福祉局保健医療課 (☎222-3419) |
| 消防団員 (消防分団) | 火災予防啓発や巡回パトロールを行い、火災時には消火活動を支援します。団員の身分は非常勤特別職公務員です。 | 消防局庶務課 (☎212-6632) |
| 自主防災会 | 災害時に効果的な防災活動を実施するため、日頃から防災知識の普及や防災器具の整備、防災訓練などに取り組んでいます。 | 消防局市民安全課 (☎212-6692) |
| P T A (幼稚園、小・中・高等・総合支援学校) | 保護者と教職員で構成し、子どもの健全育成や教育環境の充実を目指して、見守り活動や研修などを行っています。 | 教育委員会生涯学習部家庭地域教育担当 (☎251-0444) |
| 防犯推進委員 (防犯推進連絡協議会) | 地域の防犯のため、パトロールや講習会、街頭啓発、広報紙の配布などを行っています。 | 京都府警察本部生活安全企画課 (☎451-9111) |
| 少年補導委員 (少年補導委員会) | 少年の非行防止を目指して、パトロールや啓発活動、有害ビラの除去などに取り組んでいます。 | 京都府警察本部少年課 (☎451-9111) |

地域を元気にするため、住民どうしの絆を強めるため、知恵を絞って独自の工夫を凝らしておられる学区や自治会・町内会があります。一方、学区や自治会・町内会と一緒に地域をもっと良くしたい！と頑張っているNPO法人（特定非営利活動法人）もあります。

ここでは、そんな地域のために頑張っておられる取組を取材しましたので、ご紹介します。

<記号の説明>

- 運営の工夫** 組織、役員、会計など運営面で工夫のある取組です。
- 住民の交流** 住民同士の交流を進めている取組です。
- 地域の魅力** 地域が持つ資源や魅力を生かして活性化している取組です。
- 外部との連携** NPO、大学、事業者、行政など外部と連携した取組です。
- 参加促進** 自治会・町内会への加入や地域活動への参加を促すための取組です。
- きっかけ** きっかけが特徴的であったり、きっかけ作りに工夫のある取組です。

◆「花と緑で地域を結ぶ」

<NPO法人京都・深草ふれあい隊 竹と緑&深草学区(伏見区)>

外部との連携 **きっかけ**



◆「夏祭りを環境に優しく」

<辻協町内会(山科区)&NPO法人環境市民>

外部との連携 **住民の交流**



◆「受け継がれるマンションコミュニティ」

<伏見区/ファミリー伏見自治会>

運営の工夫 **住民の交流**



◆「地域の誇りを新しい住民にも」

<上京区/待賢学区>

参加促進 **地域の魅力**



◆「『事務局』が地域の『仕掛け人』に」

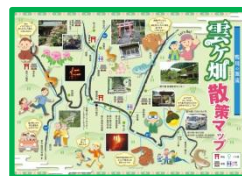
<東山区/六原学区>

運営の工夫 **外部との連携**

◆「危機をきっかけに地域の魅力を再発見」

<北区/雲ヶ畑学区>

きっかけ **地域の魅力** **外部との連携**



花と緑で地域を結ぶ

<NPO法人京都・深草ふれあい隊 竹と緑 & ^{ふかくさ}深草学区(伏見区)>

希少な花「フジバカマ」を地域の花に

伏見区深草支所管内の学区、各種団体、行政機関、大学などが藤森神社に一堂に会するお祭り「深草ふれあいプラザ」。その会場の一角に、京都府の絶滅寸前種に指定されている「フジバカマ」の鉢がずらりと並び、可憐な白い花と、それを目当てに飛来した蝶のアサギマダラが来場者の目を引きました。

京都市の助成制度を活用してこの「フジバカマ」を育てているのが、NPO法人「京都・深草ふれあい隊 竹と緑」と深草学区の保健協議会、自治連合会、女性会、JA京都市深草支部などで作るグループ「深草Wing（ウィング）」。

フジバカマ200鉢を栽培し、協力を得られる地元の学校、商店、福祉施設などに鉢を託して、育ててもらっています。

「竹と緑」代表の杉井さんは、「これからは地域の協力者と共

に活動を広げていきたい」と語ります。杉井さんと二人三脚でこの取組を進めているのが、深草学区保健協議会副会長の北仲さん。「竹と緑」と知り合ったきっかけをお聞きすると「確か大岩の清掃活動からですわ」という答えが返ってきました。



来場者に説明する「竹と緑」の杉井代表



深草学区保健協議会の北仲副会長

始まりはゴミの山

深草と山科区を結ぶ大岩街道の脇にある大岩山は、昭和40年代以来、不法投棄が絶えない「ゴミの山」でした。「このままではいけない！」と危機感を持って地元と行政が立ち上がったのが平成19年のこと。深草支所、まち美化事務所、東部農業振興センターなどの行政機関と農協（JA）、「竹と緑」が中心となって、不法投棄ゴミの一斉清掃を行い、里山の再生を目指したワークショップを始めました。そこに北仲さんも地元学区の一員として加わり、一緒に汗を流す中で信頼関係が築かれたのです。

伏見工業高校や京都教育大学の学生なども加わり、地域の総力を挙げた取組によっ

て、大岩山の不法投棄は激減。かつてゴミが積まれていた道端は、伏見工業高校の生徒達の手作り看板が並ぶ「森の美術館」となり、展望台まで備えた美しい里山に生まれ変わりました。



ゴミの道が美しい散策路に

活動のパートナーを増やす

大岩山の活動は今も続いており、他にも「農園風緑」の運営、「深草うちわ」の技術継承など、活動の幅を広げている「竹と緑」。伏見工業高校は、授業の一環として、自然環境再生のテーマで竹林の手入れや竹工芸の製作などに取り組み、「竹と緑」の活動パートナーになっています。龍谷大学とはボランティアセンターを通じて協力体制を築いており、地元農協（JA）とも緊密な関係を築いています。更に「深草W－i n g」をきっかけに、地域の様々な団体とも関係を深めていきたいと意欲的です。



フジバカマの並ぶブースは大盛況

ふれあいプラザの前日には、地元小学校に出向いてフジバカマを題材に「アサギマダラの不思議」という出前授業を行い、大好評だったとのこと。「来年は一般市民にどうフジバカマに関わってもらおうか…」と思案を巡らす杉井さんと北仲さん。花と緑が結ぶ地域の輪は、まだまだ広がっていきそうです。

（平成24年10月取材）

夏祭りを環境に優しく

<辻脇町内会(山科区) & NPO法人 環境市民>

子ども達がコップと手提げ袋を持参

京都の夏の風物詩「地蔵盆」。子ども達に楽しんでもらおうと、お菓子、ジュース、おもちゃなどをたくさん用意したけれど、終わった後はゴミが山積み…なんて経験はありませんか？

山科区大宅学区の辻脇町内会(約120世帯)では、「地蔵盆」を宗教に関わらず参加しやすいように「夏祭り」として開催していますが、かつてはやはり、終わった後に、空き缶、ペットボトルや包装紙、空き袋など、大量のゴミが出ていました。これ



手作りの紙力士で熱戦!

子ども達は持ってきたコップでゴクゴクと



ではいけない!と、例年とは違う夏祭りに取り組んだのは、平成21年のことでした。

事前の回覧板で、町内にコップと手提げ袋の持参を呼び掛け。当日、子ども達は自分のコップで給茶器からお茶を飲み、手提げ袋をおもちゃやお菓子でいっぱいにしていました。また、綿菓子の芯棒も、割りばしから食べられる棒菓子に変更。会場での遊びも、紙芝居や空き箱を土俵にした紙相撲など、ゴミが出にくいものに工夫したところ、手作り感溢れる遊びが子ども達に喜ばれて、学年を越えた子ども同士の交流が生まれる効果もあったようです。

夏祭りが終わると、前年まで山積みだったゴミは、たった2袋に激減していました。

始まりはNPO提唱の「エコ地蔵盆」

環境に優しい夏祭りを考えたのは、当時の町内会役員が、「エコ地蔵盆」の紹介記事を見たのがきっかけでした。「エコ地蔵盆」は、NPO法人「環境市民」が、子ども達の将来のために健康と環境に優しい地蔵盆に!と提唱。リユース食器を使う、添加物の少ないお菓子にする、電気を使わないおもちゃにする、などの具体的な工夫を

自治会・町内会に助言し、既にいくつかの町内で「エコ地蔵盆」が実践されていました。

当時、「環境市民」でエコ地蔵盆を担当されていた内田さんは、「子ども達にエコを学校で学ぶだけじゃなく、地域で実践している大人達からも学んでほしかった。地域に根差した京都ならではの地蔵盆は、その場として最適だと思った」と、取組を始めたきっかけを語っておられました。



アドバイスや取組事例満載の冊子は環境市民の事務所で無料配布
Vol.3 (右) 以外は環境市民のホームページからダウンロード可能

新旧住民の理解で続くエコな夏祭り

当時辻脇町の町内会長だった下司さんは、「環境市民」からエコ地蔵盆の情報提供を受けて、町内の説得に当たります。その際には「昔からの住民さんの協力を得られたのが大きかった」とのこと。伝統ある地蔵盆（夏祭り）は、地元で長年住む住民の思い入れが強く、その人達が環境問題の大切さを理解してくれたことで、新旧住民が一丸となって新しい試みに挑戦することができたそうです。

役員が毎年変わることや、子ども達を飽きさせないよう毎年内容を変えていることから、年によって差はあるものの「エコな夏祭りに」という方針は今も継承されています。コップと手提げ袋の持参はすっかり町内に定着。今年の夏祭りでは、子ども達が手書きで自分だけのコップを製作し、大事に持って帰ったそうです。現在の町内会長の塩見さんによると、今年の夏祭りのゴミも「2～3袋ぐらい」だったとのことでした。



塩見さん（左）と下司さん（右）

今年の夏祭りのチラシ



NPOの知恵と新旧住民の連携・協力により始まったこのエコな夏祭りを通して、子ども達はきっと地域も環境も大切にする大人へと育っていくことでしょう。

(平成24年12月取材)

受け継がれるマンションコミュニティ

<伏見区／ファミリー伏見自治会>

ファミリー伏見（280戸）は、京都市内初の高層マンションとして40年前に建設。入居者は同世代のファミリーが多く、活発な交流の中で自然と自治会設立の機運が盛り上がり、3年後に自治会が設立されました。この時に、管理組合と一体的に運営していく方針を明確にしたことが、今日まで続くファミリー伏見の良好なコミュニティの原点となっています。



田村会長（左）と洞山さん（右）

自治会の役員は管理組合の役員を兼ねており、現在の自治会長兼管理組合理事長の田村さんは、「別々に運営してうまくいっていないマンションが多いようですが、暮らしやすい場にするという目的は自治会も管理組合も一緒ですから、一体的にした方が絶対に良いと思いますよ」と語られます。



広報紙「ファミリー伏見」にも、夏祭りの報告記事と電気工事のお知らせと一緒に紙面に並びます。10年以上にわたって広報紙を手掛けている役員洞山さんは、「毎月作るのは大変ですわ」と苦笑しながらも、きれいに保存された歴代の広報紙を誇らしげに見せてくださいました。

入居者同士の活発な交流活動

自治会は、中庭での桜祭り（お花見）、夏祭り、餅つき大会に、秋はお出かけ行事と、四季折々にイベントを開催し入居者を楽しませています。自治会が支援している親睦活動が、子ども達と保護者による「なかよし会」と高齢者による「寿会」。とりわけ寿会は、入居者の高齢化により会員が増えており、毎月の昼食会や秋の年配者の集いなど、活発に活動しています。その他にも、住民同士の自主的なサークルが、ゴルフ、卓球、体操、麻雀、絵手紙など数多くあり、それぞれのペースで楽しんでいます。



和やかな「年配者の集い」

「若い人達もイベントのテント張りなどは積極的に協力してくれるんですが、その

先がなかなか…」と語る田村さんと洞山さん。自治会、管理組合の次代の担い手育成を今後の課題に挙げておられました。

顔の見えるマンションをいつまでも

ポストにも名前を出さないマンションが増える中であって、ファミリー伏見では、管理棟の前に全入居者の名字が入った案内板があります。2年ほど前まではフルネームの案内板だったとか。近年では賃貸(分譲貸)も増えていますが、新しい入居者もコミュニティの大切さを理解してくれており、自治会の会費や活動を巡るトラブルはほとんど無いそうです。

ファミリー伏見の中庭の立派な桜は、30年ほど前に古紙回収の収益で植えた苗木が成長したものの。餅つき大会で使う杵と臼は、建設当初の管理人から寄贈されたものだそうです。先人のこのマンションと入居者に対する愛情が築いた温かいコミュニティは、これからもきっと受け継がれていくことでしょう。

(平成24年10月取材)



春を満喫「さくら祭り」



子ども達も活躍
「餅つき大会」

地域の誇りを新しい住民にも

<上京区／^{たいけん}待賢学区>

活動は見えてこそ

「どんどん紹介してください！目立つのは大歓迎ですわ」と豪快に笑うのは、待賢住民福祉連合協議会の左近会長。約 2、300 世帯が暮らす待賢学区では、マンションの増加などにより自治会・町内会の加入率が5割を切っており、学区の地域活動を未加入者も含めてもっと知ってもらいたいと工夫を凝らしています。

「『福祉協議会』と言うと、どうしても若い世代には『福祉なんて関係ない』と思われる」と考えて、有志 9名による組織「待賢まちづくり委員会」を学区内に創設。機動力と行動力を持つこの委員会を前面に、既存の町内会や各種団体の枠にとらわれない新しい取り組みを次々と展開しています。

学区の各種団体は地道に活動しているけれども、それが広く知られていない…と見るや、団体ごとの年間活動スケジュール表を作って、マンションも含めて全戸に配布。



笑顔で語る左近会長

大学の研究室の協力を得て、住民への意識調査アンケートも行いました。

加入・参加のかたちを柔軟に

高齢化などで町内会単位での活動参加が難しくなっている現状を受けて、学区運動会では個人参加チームを創設。町内の枠を越えて団結し、大活躍を見せてくれました。

また、学区のお祭り「たいけんカーニバル」では、元待賢小学校の校庭に模擬店やフリーマーケットが並び、加入・未加入に関わらず学区民が集い楽しむ場として定着しています。



校庭に子ども達の歓声が戻った「たいけんカーニバル」

こうした学区の活発な取組が評価され、町内会の無いマンションなどの18世帯が、学区に直接加入しています。

待賢の歴史を残したい、伝えたい

待賢学区は、昔から西陣の一角として栄えた土地柄、立派な鯉のぼりや雛人形を所蔵している家がいくつもあります。そんな地域の財産を活かしたい！と、まちづくり委員会では、元待賢小学校で雛人形展や端午の節句展を開きました。会場では、来場



世代を超えた交流も生まれた
端午の節句展

並んで子ども達を
見守る鯉のぼり



者同士が談笑できるようお茶やお菓子を用意し、子ども達には折り紙を教えるなど趣向を凝らしました。

「マンションなどの新しい住民さんにも、自分の住んでいる学区がこんなに歴史のあるところなんやと知ってほしい。誇りに思ってもらいたい」と左近会長。当日は愛らしい雛人形や勇壮な鯉のぼりに魅かれて、未加入世帯の親子連れなども数多く会場を訪れ、中には、その場で加入してくれた方も。

「もっと加入してほしい！

というもどかしさはあるけど、とにかく今は目に見えるいろんな取組をやって、それを見て『なんか入った方が良さそうやな…』と思ってもらうしかない」と語る左近会長。次は防災や防犯に力を入れたい！と意欲は尽きないようでした。

(平成24年10月取材)

「事務局」が地域の「仕掛け人」に

<東山区／^{ろくほら}六原学区>

会長が代わっても、まちづくりは変わらない

学区の事務的な役回りは、会長が兼務したり、持ち回りで決める学区が多い中であって、六原学区（約 1、800 世帯）では自治連合会の組織の中に「事務局」を設置しています。10年以上にわたり、3人の会長の下で事務局長を務めてきた菅谷さんは、「会長が代わられても事務局が支えることで、方針がぶれることなく、自治会館の建設や小学校の統廃合といった大事業も成し遂げることができた」と振り返ります。

広報力の弱い各種団体の活動情報や参加呼び掛けなども、事務局を経由して町内会に伝えることで、学区内にくまなく行き渡ります。会計の管理も事務局が一元的に行うことで、自治連合会を中心とした町内会、各種団体のまとまりが自然と保たれているそうです。



菅谷事務局長

事務局で情報の交通整理

事務局の大きな役割が、行政とのつなぎ役。町内会長や各種団体長によっては、制度や事業が多すぎて、どれをどう活用すればよいのか分からない…というケースもあります。そこで、事務局が行政との窓口になって、どの制度、事業を、学区内のどの団体に取り組みてもらえば地域に役立つか、コーディネート（調整）するのです。

自然と行政側からの信頼も厚くなり、「新しい制度ができると、地域で取り組める



まちづくり委員会で細街路対策を検討

か相談に来られることもよくあります」とのこと。行政と連携して、安心安全の取組、空き家対策、芸術家の居場所づくり、細街路対策などに次から次へと取り組んでいます。

「行政からの支援は数年間限定の場合もある。それが終わったら地域に何も残らない…では駄目なんです。蓄積して、活用できる力を地域が持たないと」と語り、人材の発掘にも余念がありません。

そそのかして有志を動かす

人材発掘の面でも「事務局」の利点が生きています。学区内のすべての団体と日頃からお付き合いがあるため、各団体の「有望株」を見つけやすいのです。有望株を見つけたら…「そそのかすんです」と笑う菅谷事務局長。自治会館は事務局長と学区内の有志や若手が集まり語らう場になっています。有志による組織「まちづくり委員会」も活躍しており、事務局の下で、優れた人材が団体の枠にとらわれずに力を発揮できる環境が、学区の中に作られています。

毎年六原小学校で開催していたお祭り「六原フェスタ」が、統廃合に伴い学校が使えなくなって中断した時も、「やっぱり祭りが必要だ！」と動いたのは有志でした。実行委員会を結成して、自治連合会の後ろ盾を得ながら、六原公園などに会場を移して「六原フェスタ」を開催。当日は、これまでの地域活動で関係を築いた学生たちも駆けつけて祭りを盛り上げ、学区民の笑顔が会場に溢れました。

「時代が変われば課題も変わる。でも課題が無くなることは無い。まちづくりの取組ってエンドレスなんですよね」と語る菅谷事務局長。今も学区を見渡して、「次は何に取り組むべきか…」「良い人材はいないかな…」と思いを巡らせておられるかもしれません。

(平成24年10月取材)



秋晴れの下で大賑わいの「六原フェスタ」

危機をきっかけに地域の魅力を再発見

<北区／雲ヶ畑学区>

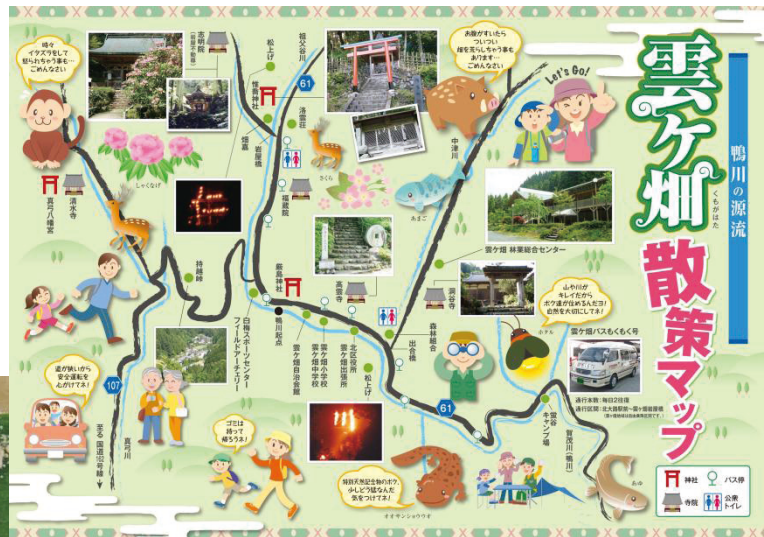
小学校休校を機に地域を見つめ直す

鴨川の源流に位置する雲ヶ畑は、60世帯程が暮らす山間の小さな集落。基幹産業である林業が衰退し、過疎化に悩まされてきました。雲ヶ畑小学校の児童数も1桁に落ち込み、ついに休校が決定。地域の象徴を失う危機感の中、自治振興会では、北区役所の支援も得て、平成21年度から地域の活性化に立ち上がりました。

地域住民が集まって、学校跡地の活用法など、ざくばらんに話し合う中で、豊かな自然とそこから生まれる料理、名所旧跡や伝統文化、自然と共に生きる暮らしぶりや人の繋がりなど、雲ヶ畑には様々な魅力や資源があることを再認識。それを活かすために、自治振興会の有志によって、ハイキングコースの整備、



鹿肉コロッケ
やおさんしょうおまんじゅう
や大山椒魚饅頭の開発や販売などが早速実行に移されました。



雲ヶ畑の魅力満載の散策マップ（北区役所作成）

愛らしい大山椒魚饅頭

路線バス廃止を受けて自治会がバスを運行

ところが、活性化の気運が出てきた矢先に、雲ヶ畑に再び衝撃が走りました。市街地と雲ヶ畑を結ぶ唯一の公共交通機関だった民営バス路線が廃止されることとなったのです。

諦めの声も出る中、自治振興会の波多野会長は「車を持たないお年寄りもいる。雲ヶ畑を孤立させてはいけない！」と住民を説得。国の補助金等を得て、自治振興会自

らが交通事業者に委託してバスを運行させることにしたのです。



「もくもく」の文字は、雲ヶ畑小学校最後の児童4人が1字ずつ手書きしたもの

平成24年4月にスタートしたバスの愛称は「もくもく号」。山里の雲や煙をイメージしているのだそうです。北大路駅前～雲ヶ畑間を1日2往復し、地元住民の積極的な利用はもとより、登山客の貴重な足にもなっており、順調に走り出しています。国の制度を活用して行っている、「もくもく号」乗車と雲ヶ畑の自然や文化などの体験がセットになったモニターツアーも毎回大人気で、地域の魅力発信にも一役買っています。

「はたのわ」を広げて、人が集まる雲ヶ畑に

活性化に取り組む中で生まれたのが、「はたのわ」という言葉。雲ヶ畑の人の輪をもっと広げて、雲ヶ畑を元気にしたい！という思いが込められているそうです。

大学生などによる山仕事サークル「杉良太郎（すぎよしたろう）」が、森林組合や自治振興会とともに開催している「雲ヶ畑森の文化祭」は、10年を経て雲ヶ畑の一大イベントに成長。「雲ヶ畑・足谷 人と自然の会」は、ホテルの鑑賞会や自然観察会を通じて、雲ヶ畑の魅力を発信するとともに、住民にも自分達の地域の豊かな自然を再発見させてくれています。度重なる危機を乗り越えて、「はたのわ」は地域の内外で着実に広がっているようです。

「京都市街からわずか30分で、こんなに自然豊かな所は他にありませんよ」と語る波多野会長。現状の厳しさを見据えながらも、雲ヶ畑を愛する人、雲ヶ畑に暮らす人がもっと増えることを願っておられます。

(平成24年10月取材)



▲波多野自治振興会長



山の味覚や遊びが盛りだくさんの「雲ヶ畑森の文化祭」

7

地域を応援する制度・事業

※「支援の手法」欄は、分かりやすいように、どのような手法により地域を支援する事業かを端的に分類しています。

「人」：高齢者等の見守り、アドバイザー等の派遣、人材の育成・登録など人的側面からの支援

「知」：講座、研修、体験型イベント、相談、情報提供など知識・情報面からの支援

「金」：補助金、助成金など金銭面からの支援

「物」：活動用物品の提供、貸与など物的側面からの支援

「場」：居場所や活動拠点などの確保、改善の面からの支援

「交」：個人間や団体間の連携や交流を促進する面からの支援

※情報は平成25年8月時点です。その後変更している場合がありますので、担当部署にご確認ください。

◇地域活動全般への支援

| 名称 | 内容 | 担当部署／電話番号 | 支援の手法 | | | | | |
|--------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|-------|---|---|---|---|---|
| | | | 人 | 知 | 金 | 物 | 場 | 交 |
| 地域コミュニティ活性化に向けた地域活動支援制度 | 学区自治連合会等が主体となって行う自治会・町内会への加入促進の取組や、加入者と未加入者の交流・協働を促進するための取組に対して助成を行う。 | 文化市民局地域自治推進室地域づくり推進担当 電話222-3049 | | | ○ | | | |
| 地域コミュニティ活性化に関するシンポジウムの開催 | 地域コミュニティの活性化に結びついた取組事例などを広く紹介するシンポジウムを開催する。 | 文化市民局地域自治推進室地域づくり推進担当 電話222-3049 | | ○ | | | | |
| 地域コミュニティサポートセンター | 総合的な相談窓口「地域コミュニティサポートセンター」において、自治会・町内会の運営や地域の活性化についての相談に対応する。 | 文化市民局地域自治推進室地域づくり推進担当 電話222-3049 | | ○ | | | | |
| 市政出前トーク | 職員が、市民の身近な場所に直接出向いて市政についての説明を行い、市民の市政に関する理解を深めていただくとともに、これからのまちづくりについてともに考えるきっかけを作る。 | 総合企画局市民協働政策推進室市民協働担当 電話222-3178 | | ○ | | | | |
| 協働連続講座 | 全国の先進的な協働の取組を、自治会、NPO、企業、大学、行政等の構成員と一緒に学び交流する機会を創出する。 | 総合企画局市民協働政策推進室市民協働担当 電話222-3178 | | ○ | | | | ○ |
| 「未来まちづくり100人委員会」の運営 | 市民自らの発想による京都のまちづくり全体に関するテーマを、白紙の段階から議論し、提言するだけでなく、自ら実践、行動する「未来まちづくり100人委員会」を運営する。 | 総合企画局市民協働政策推進室市民協働担当 電話222-3178 | | | | | | ○ |

| 名称 | 内容 | 担当部署／電話番号 | 支援の手法 | | | | | |
|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|-------|---|---|---|---|---|
| | | | 人 | 知 | 金 | 物 | 場 | 交 |
| 地域団体とNPO法人の連携促進事業 | 自治会・町内会、学区自治連合会等の地域団体とNPO法人が連携して地域課題の解決に取り組む事業を公募・選考して、採択された事業については、事業費の寄附を集めていただき、集まった寄附金の額と同額を助成する。 | 文化市民局地域自治推進室市民活動支援担当 電話222-4072 | | | ○ | | | ○ |
| 輝く学生応援プロジェクト | 学生と地域との交流を図るため、地域行事と学生サークルとを仲介する「むすぶネット」の運営や、学生が取り組む京都のまちの活性化に資する活動や社会貢献活動に対する支援を行う。 | 総合企画局市民協働政策推進室大学政策担当 電話222-3103 | ○ | | ○ | | | ○ |
| 学まちコラボ事業 | 大学の人材育成、地域の課題解決や活性化を図ることを目的として、大学と地域が連携して行う取組に支援金を交付する。 | 総合企画局市民協働政策推進室大学政策担当 電話222-3103 | | | ○ | | | |
| 集会所の新築、修繕等の支援 | 自治会・町内会等が行う集会所の新築、修繕等に要する経費の一部を補助する。 | 文化市民局地域自治推進室地域づくり推進担当 電話222-3049 | | | ○ | | ○ | |
| 商店街等競争力強化支援事業 | 商店街、小売市場等が行う、地域の魅力を高めるための市民活動団体等と相互に連携した事業に対して補助を行う。 | 産業観光局商業振興課 電話222-3340 | | | ○ | | | |
| 商店街等環境整備支援事業 | 商店街、小売市場等が行う、空き店舗を活用した地域コミュニティホール等の設置、改修事業に対して補助を行う。 | 産業観光局商業振興課 電話222-3340 | | | ○ | | | |

◇環境や美化の取組への支援

| 名称 | 内容 | 担当部署／電話番号 | 支援の手法 | | | | | |
|-------------------|---------------------------------------------------------------|----------------------------|-------|---|---|---|---|---|
| | | | 人 | 知 | 金 | 物 | 場 | 交 |
| 友・遊・美化パスポート事業 | 観光地や繁華街において、当日、誰でも自由に参加できるボランティア清掃活動を実施する。参加10回ごとに記念品等の贈呈を行う。 | 環境政策局まち美化推進課 電話213-4960 | | | | ○ | | |
| 使用済てんぷら油の市民回収奨励事業 | 使用済てんぷら油回収を行う地域団体等に助成金を交付する。 | 環境政策局まち美化推進課 電話213-4960 | | | ○ | | | |

| 名称 | 内容 | 担当部署／電話番号 | 支援の手法 | | | | | |
|-------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|-------|---|---|---|---|---|
| | | | 人 | 知 | 金 | 物 | 場 | 交 |
| 地域単位で資源物を回収するコミュニティ回収事業 | 古紙等の集団回収を実施する地域団体に助成金を交付する。 | 環境政策局まち美化推進課 電話213-4960 | | | ○ | | | |
| 落ち葉等たい肥化の活動支援 | 落ち葉等のたい肥化活動を実施する地域団体に助成金を交付する。 | 環境政策局まち美化推進課 電話213-4960 | | | ○ | | | |
| 電動式生ごみ処理機等購入助成金制度 | 生ごみの減量化及び資源化を促進し、市民のごみ減量意識の向上を図るため、生ごみを減量する電動式生ごみ処理機と生ごみコンポスト容器の購入者に助成金を交付する。 | 環境政策局まち美化推進課 電話213-4960 | | | ○ | | | |
| 地域の一斉清掃に対する支援 | ごみ袋及び軍手の給付、火ばさみ、ほうき及びちりとり等の貸与、ごみの回収等の支援を行う。 | 環境政策局まち美化推進課 電話213-4960 | | | | ○ | | |
| まちの美化推進住民協定支援制度 | 本市が認定した美化推進住民協定締結団体に対して、ごみ袋及び軍手の給付等のほか、認定後3年間に限って、必要な物品の支援を行う。 | 環境政策局まち美化推進課 電話213-4960 | | | | ○ | | |
| 不法投棄監視カメラ等貸与制度 | 不法投棄対策に取り組む地域団体に対して、監視カメラ等を貸出す。(一定の条件あり) | 環境政策局まち美化推進課 電話213-4960 | | | | ○ | | |
| DO YOU KYOTO? クレジット制度 | ①地域団体や商店街等が省エネ活動等で削減したCO2排出量を、「クレジット」として本市が認証し、その量に応じた奨励金を交付する。 ②イベント等を実施する際に、この「クレジット」を活用(有償)することで、CO2排出を埋め合わせ、環境にやさしいものとして実施することができる。 | 環境政策局地球温暖化対策室 電話222-4555 | | | ○ | ○ | | |
| エコ商店街事業 | レジ袋削減など商店街ぐるみでのごみ減量の取組を推進するとともに、商店街の生ごみたい肥を小学校での環境教育に活用するなど、地域全体でごみ減量を促進する。 | 環境政策局循環企画課 電話647-3444 | | ○ | | | | |
| 地域ごみ減量推進会議の活動支援 | 小学校区(元学区を含む)を基本単位に、自主的に組織され、地域でのごみ減量活動の核となる「地域ごみ減量推進会議」に対して活動助成金を交付する。 | 環境政策局循環企画課 電話647-3444 | | | ○ | | | |
| 「エコ学区」事業 | 学区ぐるみでエコ活動を行う「エコ学区」に対し、学習会の開催や支援物品の支給等、活動への支援を行う。 | 環境政策局地球温暖化対策室 電話222-4555 | | ○ | | ○ | | |
| 太陽エネルギー利用促進事業 | 太陽エネルギー利用設備を設置する方に対し、助成金を交付する。(市民、自治会等が対象) | 環境政策局地球温暖化対策室 電話222-4555 | | | ○ | | | |

◇防犯や防災の取組への支援

| 名称 | 内容 | 担当部署／電話番号 | 支援の手法 | | | | | | |
|-------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|-------|---|---|---|---|---|---|
| | | | 人 | 知 | 金 | 物 | 場 | 交 | |
| 学区の安心安全ネット継続応援事業 | 学区の安心・安全ネットで取り組まれる身近な安心・安全の確保のための活動に対し、補助金（区・支所によって制度の違い有）の交付、防犯活動支援物品の貸出、NPOなどによる防犯・交通安全出前講座、学生防犯ボランティアとの合同啓発等の事業により支援している。 | 文化市民局くらし安全推進課 電話222-3193 各区役所・支所地域力推進室 | | ○ | ○ | ○ | | | ○ |
| 交通事故防止・交通安全啓発運動 | 地域における自主的な交通事故防止・交通安全啓発運動を支援するため、各区交通対策協議会等への補助金の交付、物品の支給等を行う。 | 文化市民局くらし安全推進課 電話222-3193 | | | ○ | ○ | | | |
| 街頭防犯カメラ設置促進補助事業 | 自治連合会などの地域団体が地域の防犯活動の一環として防犯カメラを設置する事業に対し、補助金を交付する。 | 文化市民局くらし安全推進課 電話222-3193 | | | ○ | | | | |
| 京・くらしのサポーター | 消費者被害の未然防止・拡大防止を図るため、地域での啓発活動の核となる人材を養成し、本市と協働で地域に密着した消費生活に関する啓発活動を行う。 | 文化市民局消費生活総合センター 電話256-1110 | ○ | | | | | | |
| 出前講座の実施 | 自治会や地域の各団体等の依頼に基づき、各団体で取り組まれる会合や交流会等に、消費生活専門相談員を派遣し、消費者被害の防止のため、悪質商法の手口や対処方法等について、分かりやすく説明する。 | 文化市民局消費生活総合センター 電話256-1110 | | ○ | | | | | |
| 各区総合防災訓練 | 区役所及び区内防災関係機関が、自主防災組織や地域住民と一体となって各種訓練を実施し、災害時における防災関係機関及び住民相互の協力体制を確立するとともに、住民の防災意識の高揚を図る | 各区役所・支所地域力推進室総務・防災担当 | | ○ | | | | | |
| 野生鳥獣による生活環境被害防止に係る自主防除活動事業補助金 | 野生鳥獣による生活環境被害を防止するため、市民主体の自主防除活動を行う団体に対して補助金を交付する。 | 文化市民局地域自治推進室地域づくり推進担当 電話222-3049 | | | ○ | | | | |
| 京都学生消防サポーター制度 | 防火防災の知識、技能についての各種研修等を受けた学生が、「京都学生消防サポーター」として訓練や啓発等の際に活動する。 | 消防局教養課 電話682-0119 | ○ | | | | | | |
| 自主防災組織活動助成金 | 自主防災組織の活動経費の一部を助成する。 | 消防局市民安全課 電話212-6692 | | | ○ | | | | |

◇子どものための取組への支援

| 名称 | 内容 | 担当部署／電話番号 | 支援の手法 | | | | | |
|----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|-------|---|---|---|---|---|
| | | | 人 | 知 | 金 | 物 | 場 | 交 |
| コミュニティ・スクールの推進(学校運営協議会の設置) | 「地域の子どもは地域で育てる」という理念のもと、地域や保護者の方等に学校運営に参画いただく「学校運営協議会」を設置し、地域と一体となった学校づくりを進めている。 | 教育委員会事務局 学校指導課 電話222-3801 | | | | | ○ | ○ |
| 土曜学習 | 学習の習慣づけや体験活動の充実等を図るため、学校運営協議会や保護者、地域、学生等のボランティアとの連携のもと、学校休業日に学習活動・体験活動を行う。 | 教育委員会事務局学校指導課 電話222-3808 | | ○ | | | ○ | |
| 「まち道場」の推進 | 各武道連盟やスポーツ少年団をはじめとする地域の諸団体との協力の下、子どもたちが武道に親しみやすい環境を作り、心身の健全育成を図ると共に伝統文化にふれる機会を創出する。 | 教育委員会事務局体育健康教育室 電話708-5322 | | ○ | | | | |
| みやこ子ども土曜塾 | 学校休業日に子どもたちの豊かな学びと育ちの場が創造されるよう、市民ボランティアによる体験活動等の支援、子どもや親子を対象としたイベント等の情報発信を行う。 | 教育委員会事務局生涯学習部家庭地域教育支援担当 電話251-0457 | | ○ | | | ○ | |
| 放課後まなび教室 | 学校施設を活用し、地域や保護者、学生等の参画を得ながら、放課後の子どもたちに、学習の習慣づけを図る「自主的な学びの場」と「安心・安全な居場所」を提供する。 | 教育委員会事務局生涯学習部家庭地域教育支援担当 電話254-5015 | | | | | ○ | |
| 学校ふれあい手づくり事業 | 学校と保護者・地域住民が協力しながら、小・中・総合支援学校・幼稚園内に、開かれた学校づくりを促進する環境を手づくりで製作・整備する取組を支援し、その企画や製作作業、利用などを通して学校・家庭・地域の連携を深めるとともに、身近な学びの場を創出・充実させ、学校を拠点とした地域コミュニティの発展を図る。 | 教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進担当 電話251-0410 | | | | | ○ | ○ |
| 読み聞かせ講座 | 各図書館で、地域の文庫や学校等と連携し、地域に読み聞かせボランティアを育成することを目的に、講座や交流会を行う。 | 京都市中央図書館 電話802-3133 | | ○ | | | | |
| ～地域で支える～ すくすく子育て応援事業 | 子ども支援センター等との連携のもと、赤ちゃんが誕生した家庭に、地域の子育て応援者が訪問し、情報提供や子育て相談、地域の子育てサロン等への参加を促すなど、地域で子育てを応援する関係をつくる。 | 保健福祉局児童家庭課 電話251-2380 | ○ | ○ | | | | |
| ファミリーサポート事業 | 育児の援助を受けたい人と援助をしたい人とが会員となって地域で子育てを助け合う。 | 保健福祉局児童家庭課 電話251-2380 | ○ | | | | | |

◇高齢者、障がいのある方のための取組への支援

| 名称 | 内容 | 担当部署／電話番号 | 支援の手法 | | | | | |
|---------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|-------|---|---|---|---|---|
| | | | 人 | 知 | 金 | 物 | 場 | 交 |
| くらしのみはりたい | 消費者被害を防止するため、日常生活の中での高齢者等の見守りや、消費生活総合センターへの相談を奨励する市民ボランティアを募集する。 | 文化市民局消費生活総合センター 電話256-1110 | ○ | | | | | |
| ミヤコ 京・地域福祉パイ ロット事業 | 多様化する福祉ニーズに対応するため、地域福祉に関する住民主体の先進的な事業について助成を行う。 | 保健福祉局地域福祉課 電話251-1175 | | | ○ | | | |
| 高齢者の居場所づくり支援事業 | 空家や商店街の空店舗等のスペースを活用し、「高齢者の居場所」の運営に取り組む地域住民等に対し、その開設や運営に係る経費の一部を助成する。 | 保健福祉局長寿福祉課 電話251-1106 | | | ○ | | ○ | |
| 世代間交流事業 (いきいきお年寄りのネットワークづくり) | 高齢者が培った知識や経験を活かした世代間交流等の取組を、老人福祉センターや老人いこいの家で行う。 | 保健福祉局長寿福祉課 電話251-1106 | | | | | | ○ |
| 老人クラブ補助等事業 | 高齢者の生きがいと健康づくりのための各種活動等を支援するため、老人クラブ及び市・区老人クラブ連合会に対して、活動費の一部を助成する。 | 保健福祉局長寿福祉課 電話251-1106 | | | ○ | | | |
| 老人クラブハウス 助成事業 | サークル活動、集会等を行う老人クラブハウスに対して、補助金を支出する。 | 保健福祉局長寿福祉課 電話251-1106 | | | ○ | | ○ | |
| 高齢者仲間づくり 支援事業 | 高齢者の各種サークル等の活動情報について収集し、ホームページ等で提供することにより、高齢者の仲間づくりや社会参加の促進を支援する。 | 保健福祉局長寿福祉課 電話251-1106 | | | | | | ○ |
| 知恵シルバーセンター事業 | 様々な知恵や経験、技能等を有する高齢者活動団体の情報を登録し、インターネットを通じて広く発信するとともに、それら的高齢者活動団体が活動を行う場の紹介、斡旋を行う。 | 保健福祉局長寿福祉課 電話251-1106 | ○ | | | | | |
| 一人暮らしお年寄り見守りサポーター事業 | 高齢者への目配りを中心としたボランティア活動を担う「一人暮らしお年寄り見守りサポーター」を募集し、地域包括支援センターと連携しながら、ひとり暮らし高齢者等が安心して健やかに暮らせる環境を整える。 | 保健福祉局長寿福祉課 電話251-1106 | ○ | | | | | |

| 名称 | 内容 | 担当部署／電話番号 | 支援の手法 | | | | | |
|----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|-------|---|---|---|---|---|
| | | | 人 | 知 | 金 | 物 | 場 | 交 |
| 認知症あんしん京(みやこ)づくり推進事業 | 認知症の人や家族を、地域ぐるみで支援するとともに尊厳ある暮らしをまもる「認知症あんしんサポーター」及び「認知症あんしんサポーター」養成講座の講師となる「認知症あんしんサポートリーダー」を養成する。 | 保健福祉局長寿福祉課 電話251-1106 | ○ | | | | | |
| 高齢・障害外国籍市民福祉サービス利用サポート助成事業 | 高齢又は障害のある外国籍市民に対して訪問相談等を行い、サービスの利用支援等を行う団体に対して助成し、これらの外国籍市民の日常生活における不安や悩みの解消を図る。 | 保健福祉局長寿福祉課 電話251-1106 | | ○ | ○ | | | |
| 地域における見守り活動促進事業 | 高齢者や障害のある方などで、日常的な見守りを希望され、情報提供の同意が得られた方の名簿を作成し、関連団体に提供することによって、地域における見守り活動の充実を図る。 | 保健福祉局保健福祉総務課 電話222-3366 | | ○ | | | | |

◇まちの環境を良くするための取組への支援

| 名称 | 内容 | 担当部署／電話番号 | 支援の手法 | | | | | |
|-------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|-------|---|---|---|---|---|
| | | | 人 | 知 | 金 | 物 | 場 | 交 |
| まちづくり活動相談 | 京都市景観・まちづくりセンターが、自主的なまちづくり活動に取り組む意欲のある地域や取組実績のある地域を対象に、助言や情報提供を行う。また、地域のまちづくり活動の実情に応じて、専門家の派遣や運営活動費の補助等を行う。 | 京都市景観・まちづくりセンター 電話354-8701 (都市計画局都市づくり推進課) (電話222-3503) | | ○ | | | | |
| 地域景観づくり講座 | 地域の景観形成に向けた市民参加の促進、景観形成において中心的な役割を担う人材を育成する講座を実施する。 | 都市計画局景観政策課 電話222-3397 | ○ | | | | | |
| 市民共汗サポーターによる違反広告物簡易除却事業 | 市民ボランティアである「京(みやこ)・輝き隊」に登録された方に対して権限を委嘱し、市民自らの手で違反広告物を除却できるようにする。 | 都市計画局屋外広告物適正化推進室 電話708-7690 | | ○ | | | | |
| 地域連携型空き家流通促進事業 | 地域の自治組織等が、学識経験者や不動産事業者等の専門家と連携しながら「空き家の掘り起こし」、「地域のすまい方のルールの発信」、「所有者への働きかけ」などを地域のまちづくり活動として行う際に、京都市が専門家の派遣、活動への助成や助言を行い、空き家の流通促進を図る。 | 都市計画局住宅室住宅政策課 電話222-3666 | ○ | ○ | ○ | | | ○ |

| 名称 | 内容 | 担当部署／電話番号 | 支援の手法 | | | | | |
|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|-------|---|---|---|---|---|
| | | | 人 | 知 | 金 | 物 | 場 | 交 |
| 景観・まちづくり大学 | 京都の景観やまちづくりについて、様々な角度から学び、考え、実践へとつなげていくことのできる人材の育成を目指したセミナーを実施する。 | 京都市景観・まちづくりセンター 電話354-8701 (都市計画局都市づくり推進課) (電話222-3503) | | ○ | | | | |
| 景観・まちづくりシンポジウム | 景観・まちづくりに関する情報の提供や普及・啓発を目的に、地域まちづくりの推進や京町家の保全・再生の促進、市民・企業・行政のパートナーシップのまちづくりなどをテーマとしたシンポジウムを開催する。 | 京都市景観・まちづくりセンター 電話354-8701 (都市計画局都市づくり推進課) (電話222-3503) | | ○ | | | | |
| 公園愛護協会への支援 | 公園の地元住民で結成された、公園の除草や清掃活動を行うボランティア組織に対して、報償金の交付や清掃用具の支給を行う。 | 建設局緑政課 電話222-3589 建設局北部みどり管理事務所 電話882-7019 建設局南部みどり管理事務所 電話643-5405 | | | ○ | ○ | | |
| 街路樹サポーター制度 | 登録した市民(サポーター)が、街路樹の落ち葉清掃、除草、水やりなどを行う際に、用具(ほうき、ごみ袋、軍手等)の支給、ボランティア保険への加入、落ち葉による堆肥の提供等を行う。 | 建設局 緑政課 電話222-3589 | | | | ○ | | |
| みやこ京のまちなか緑化助成事業 | 市街化区域内で、個人や事業者の方が公道に面した建築物(屋上・壁面)や敷地(駐車場を含む)を新たに緑化する際に、その費用の一部を助成する。 | 建設局緑政課 電話222-3589 | | | ○ | | | |
| 私道整備助成制度 | 一般交通に供用されていること、幅員が一定以上であること等の要件を満たす私道の整備工事について、費用の一部を助成する。 | 建設局調整管理課 電話222-3568 | | | ○ | | | |
| 鉛製給水管取替工事助成金制度 | 宅地内の水道メーターから蛇口までの間に残存する鉛製給水管の取替を促進するため、取替費用の一部を助成する。 | 上下水道局水道部給水課 電話672-7739 | | | ○ | | | |
| 雨水貯留施設設置助成金制度 | 市街地への雨水の流出を抑制させるとともに、雨水の有効利用を促進するため、「雨水貯留」タンク購入費用の一部を助成する。 | 上下水道局下水道部管理課 電話672-7822 | | | ○ | | | |
| 雨水浸透ます設置助成金制度 | 市街地への雨水の流出を抑制させるとともに、地下水の保全・湧水の復活を図っていただくため、「雨水浸透ます」設置費用の一部を助成する。 | 上下水道局下水道部管理課 電話672-7822 | | | ○ | | | |

◇スポーツ、文化教養活動への支援

| 名称 | 内容 | 担当部署／電話番号 | 支援の手法 | | | | | | |
|----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|-------|---|---|---|---|---|---|
| | | | 人 | 知 | 金 | 物 | 場 | 交 | |
| 国際文化市民交流促進サポート事業 | 多様な国籍や文化的背景をもつ登録者を、依頼に応じて地域や各種団体等の催しに派遣し、外国の音楽や料理、舞踊等の文化の紹介を通じた交流を行っていただく。 | 総合企画局国際化推進室 電話222-3072 | | ○ | | | | | ○ |
| 若手芸術家等の居住・制作・発表の場づくり | 若手芸術家等に対して、居住・制作環境の整備から、専門家のネットワークによる発表支援まで幅広く総合的なサポートを行うことで、才能ある芸術家が京都に集結し、彼らのエネルギーがまちの活力になることを目指す。 | 文化市民局文化芸術企画課 電話366-0033 | ○ | ○ | | | | ○ | ○ |
| 夜間校庭開放事業 | 昼間にスポーツをする時間がない社会人にスポーツを楽しんでいただくとともに、地域スポーツの振興を図るため、夜間に校庭を開放している。 | 文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ振興担当 電話366-0169 | | | | | | ○ | |
| 京都市立学校体育施設開放事業 | 児童の安全な遊び場の確保と、校区民のスポーツ活動の推進を目的に、各校で体育施設開放事業運営委員会を設置し、自主的に施設を開放している。 | 教育委員会事務局体育健康教育室 電話708-5322 | | | | | | ○ | |
| スポーツ推進委員制度 | 非常勤公務員として委嘱を受けたスポーツ推進委員が、各種スポーツ事業の大会運営や、地域におけるスポーツ実技指導・普及活動に従事している。 | 文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ振興担当 電話366-0169 | ○ | | | | | | |
| 学校コミュニティプラザ事業 | 中学校区を一つの生涯学習ゾーンとして、その区域内の小・中学校の全面改築時などに地域の特色に応じた多様な生涯学習に活用できる施設を整備し、小学校区の枠をこえて住民に身近な生涯学習の場として開放している。 | 教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進担当 電話251-0410 | | | | | | ○ | |
| 学校ふれあいサロン事業 | 学校の余裕教室等を生涯学習に利用できる施設「ふれあいサロン」に改修・整備し、学区内の子どもからお年寄りまであらゆる世代の市民が集い、学びあえる身近な生涯学習の場として開放している。 | 教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進担当 電話251-0410 | | | | | | ○ | |

◇各区役所・支所ごとの取組

| 名称 | 内容 | 担当部署／電話番号 | 支援の手法 | | | | | | |
|--------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|-------|---|---|---|---|---|---|
| | | | 人 | 知 | 金 | 物 | 場 | 交 | |
| 区民ふれあいまつり | 区民と区役所の協働・共汗の取組として、地域の各種団体等が中心となり、区民が気軽に参加し、ふれあえる場として、ふれあいまつりを開催する。 | 各区役所・支所地域力推進室まちづくり推進担当 | | | | | | | ○ |
| 区民提案型支援事業 | 各区基本計画に掲げる区のビジョンの実現に向けて、区民が自発的、自主的に企画、運営する事業を募集し、区民まちづくり会議等の選考により採択し、経費の一部または全部を補助する。 | 各区役所・支所地域力推進室総務・防災担当 | | | ○ | | | | |
| つながるワークショップ | 地域活動に取り組んでおられる方や、若者をはじめとする幅広い世代の方が、まちづくり等について意見交換や交流を行うことで、地域活動の活性化につなげ、区民主体のまちづくりを更に推進する。 | 北区役所地域力推進室総務・防災担当 電話432-1199 | | ○ | | | | | ○ |
| 北区気軽に集い学びあう交流の場(居場所)づくり事業 | 一人暮らし高齢者や子育て世代をはじめとする幅広い世代の方が、職業、性別などに関わらず、悩みや困りごとを語り、経験を伝え、学びあう交流の場づくりを促進していくため、関係機関・団体と連携して、普及啓発のための冊子の作成や、運営主体間のネットワークづくりなどを行う。 | 北区役所支援保護課 電話432-1284 | | ○ | | | | ○ | ○ |
| 北区地域力を結集した安心安全のまちづくり事業 | 予防に重点を置いた安心安全のまちづくりの推進に向けて、地域団体や行政機関などが連携して講演会の開催等を行う。 | 北区役所地域力推進室、支援保護課、健康づくり推進課 電話432-1208 | | ○ | | | | | ○ |
| 北区一人暮らしの高齢者等の困りごと支援育成事業 | 一人暮らし高齢者等への日常生活の困りごとの支援など地域の福祉ニーズに対応した地域住民・ボランティア・NPO等による生活支援サービスについて、関係機関等と連携して実態調査等を行い、平成24年度に、区内の生活支援サービスの情報を取りまとめた資料を作成して啓発するとともに生活支援サービス提供者の育成にも努める。 | 北区役所支援保護課 電話432-1284 | ○ | ○ | | | | | ○ |
| 『北区のまちづくり活動の推進に向けた地域団体のための「個人情報の取扱いに関する手引き」～個人情報守って使って 信頼で築く地域社会～』 | 北区における多様な地域団体のまちづくり活動が、地域住民の信頼を得て、より円滑に取り組まれることを目的に作成した「個人情報の取扱いに関する手引き」(北区役所及び北区社会福祉協議会のホームページにも掲載)の啓発に努めるとともに、区内の地域団体への学習会も実施する。 | 北区役所支援保護課 電話432-1284 | | ○ | | | | | ○ |

| 名称 | 内容 | 担当部署／電話番号 | 支援の手法 | | | | | | |
|------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|-------|---|---|---|---|---|---|
| | | | 人 | 知 | 金 | 物 | 場 | 交 | |
| 北区における福祉に関する意見交換会(福祉座談会) | 北区の地域福祉の推進に向けて、地域における福祉課題・問題点の改善等に資するよう、各学区の民生委員・児童委員と福祉事務所・社会福祉協議会等による意見交換会(福祉座談会)を実施する。 | 北区役所福祉介護課 電話432-1284 | | ○ | | | | | ○ |
| 『ボランティア・NPO等の地域福祉活動事例集「+1(プラスワン)」』 | 北区でのボランティア・NPO等による地域福祉活動の育成支援のために作成した事例集(北区役所及び北区社会福祉協議会のホームページにも掲載)が、身近な地域で共に支え合うことのできる活動のヒントになり、北区の地域福祉活動の充実、発展につながるよう、啓発に努める。 | 北区役所支援保護課 電話432-1284 | | ○ | | | | | ○ |
| 北区すくすく赤ちゃん広場 | 子どもと子育て家庭を見守り、支え合う地域社会づくりを推進していくため、地域の子育て中の親子と民生委員・主任児童委員、地域子育て支援ステーションなどの子育て支援者が集い交流する。また、地域の大学、北区社会福祉協議会とも連携して開催する。 | 北区役所支援保護課 (北子ども支援センター) 電話432-1286 | | ○ | | | | | ○ |
| 上京区ふくしをなんでもしっとこ講座 | 区社協や地域団体との連携により、福祉に関する身近な話題を取り上げ、正しく理解していただくための講座や交流会を開催する。 | 上京区役所支援保護課 電話441-5119 | | ○ | | | | | |
| 上京えんじえる応援団・すくすくステッカーで子育て支援事業 | 子育て支援に協力していただける企業や店舗、地域住民等を公募して、「上京えんじえる応援団」として「すくすくステッカー」を配布。提示すれば応援団の店舗等からサービスを受けられる「えんじえるカード」を、小学校以下の子どがいる子育て家庭に配布する。 | 上京区役所支援保護課 電話441-5119 | ○ | | | | | | |
| みんなでつくる左京朝カフェ～朝からつながるまちづくり | 広く一般に、左京区のまちづくりに関心の高い区民が交流する場を設け、自主的なまちづくり活動を促進する。 | 左京区役所地域力推進室 総務・防災担当 電話702-1021 | | ○ | | | | | ○ |
| 地域活性化プロジェクト「左京×学生 縁ねっと」 | 学生のパワーを地域のまちづくり活動に結び付けるため、区役所と左京区社会福祉協議会、NPO法人が協働して、学生が主体的に取り組むボランティア活動を支援する。 | 左京区役所地域力推進室 総務・防災担当 電話702-1021 | | ○ | | | | | ○ |
| 中京区まちづくり次世代推進者共育支援制度 | 中京区内の若手住民を対象に、まちづくりの事例研究や主体的な地域まちづくり活動の実践手法等を学ぶ連続講座への参加を募り、次世代のまちづくり活動の担い手を育成する。 | 中京区役所地域力推進室 まちづくり推進担当 電話812-2426 | ○ | | | | | | |

| 名称 | 内容 | 担当部署／電話番号 | 支援の手法 | | | | | |
|-------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|-------|---|---|---|---|---|
| | | | 人 | 知 | 金 | 物 | 場 | 交 |
| 中京マチビトCafé | 区民同士の情報交換、活動交流の場として、広く区民を集め開催する。中京区基本計画を推進するプロジェクトの“種”、またプロジェクトに関わる人材を育てる。 | 中京区役所地域力推進室 総務・防災担当 電話812-2421 | | ○ | | | | ○ |
| 中京区地域による避難所づくり強化プロジェクト | 災害発生直後の行政と区民の役割を明確にするとともに、「避難所」を区民が自主的に運営できるためのノウハウを身につけられるように支援を行う。 | 中京区役所地域力推進室 総務・防災担当 電話812-2421 | | ○ | | | | |
| まちづくりカフェ@東山 | 東山でのまちづくりに興味・関心のある方々が集い、仲間をみつけて、自由な発想で主体的にまちづくり活動を行っていただける場として運営し、定期的に交流会等を開催する。 | 東山区役所地域力推進室 総務・防災担当 電話561-9105 | | ○ | | | | ○ |
| 山科区2万人まち美化作戦 | 毎年6月第一日曜日に、各学区自治連合会と各種団体を中心となり行っている。道路や河川遊歩道の一斉清掃や門掃ぎに対して、ごみ袋の配布、ごみの回収などの支援を行っている。 | 山科区役所地域力推進室 まちづくり推進担当 電話592-3088 | | | | ○ | | |
| 山科区エコアクションNo.1宣言事業 | 京都市内でもっともエコアクションが進んだ行政区を目指し、各家庭における地球温暖化対策や2R(ごみの発生抑制、再使用)の推進を図る取組を行っている。啓発イベントを開催するとともに、地域におけるエコの取組の表彰を行っている。 | 山科区役所地域力推進室 まちづくり推進担当 電話592-3088 | | ○ | | | | |
| 大好き！やましな魅力発信プラットフォームの運営 | 山科の魅力に関心のある個人、団体等がインターネットによりお互いに情報交換することによって、それぞれの活動の連携を図り、協働で山科の魅力を発信していく。 | 山科区役所地域力推進室 まちづくり推進担当 電話592-3088 | | ○ | | | | ○ |
| 山科区獣害対策チームの運営 | サルやイノシシ、シカ等の野生鳥獣による生活被害を防止するため、住民主体の獣害対策チームと連携し、追払いや住民への周知、専門家による講習会の開催を行う。 | 山科区役所地域力推進室 まちづくり推進担当 電話592-3088 | | ○ | | ○ | | |
| 山科区地域福祉推進フリースペース設置運営事業 | 高齢者も子育て世帯も障害のある方も、気軽に立ち寄れる、地域社会の絆づくりの場「フリースペース」を、山科区民を対象として、区民と行政の協働により設置する。 | 山科区役所福祉部支援課 電話592-3247 | | | ○ | | | |
| 下京地域力アップ(自治会加入促進)応援事業 | 子育てや高齢者の生活支援、防災等の観点から、地域のつながりを強化するため、区内の自治会等の地域組織への加入促進に係る必要な取組を支援する。 | 下京区役所地域力推進室 まちづくり推進担当 電話371-7170 | | ○ | | | | |

| 名称 | 内容 | 担当部署／電話番号 | 支援の手法 | | | | | | |
|------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|-------|---|---|---|---|---|---|
| | | | 人 | 知 | 金 | 物 | 場 | 交 | |
| 下京歩歩塾 | ウォーキングを通じて、地域の健康づくりの推進、生きがいづくり、生活習慣病の予防、地域コミュニティの活性化、防災意識の向上などの多様な課題の解決に取り組む。 | 下京区役所健康づくり推進課 電話371-7265 | | ○ | ○ | | | | |
| 下京・町衆倶楽部 | 下京区内外の下京を愛する方々が集い、自由な発想の下での幅広い視点等から議論・実践する、住民の自主的参加を通じた新たなまちづくりの基盤づくりを行う。 | 下京区役所地域力推進室 総務・防災担当 電話371-7164 | ○ | ○ | | | | ○ | ○ |
| 下京たんぽぽ広場 | 主任児童委員・民生児童委員をはじめ下京区内の児童福祉に関係する機関・団体で年2回、未就園の乳幼児とその保護者を対象に情報提供と親子のふれあいの場を提供する。 | 下京区役所支援課 電話371-7219 | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | |
| 下京赤ちゃんねっと | 主任児童委員等、地域の子育て支援者が、希望する新生児宅を訪問し、子育て支援情報を届けるとともに相談に応じるなど地域ぐるみで子育てを支援する環境づくりを推進し、孤立化、児童虐待の未然防止を図る。 | 下京区役所支援課 電話371-7219 | ○ | ○ | ○ | | | ○ | ○ |
| 地域防災力強化「体験型研修」事業 | 地域防災力の強化に向け、地域住民と区役所、消防署及び学校等の施設管理者が協働で、いのちと暮らしを守る避難所の開設、運営についての体験型研修を実施する。 | 南区役所 地域力推進室 総務・防災担当 | | ○ | | | | | |
| 南区一斉清掃 | 南区自治連合会の主催により行っている南区全域の道路・公園の清掃等に対して、ゴミ袋の配布、ごみの回収などの支援を行っている。 | 南区役所地域力推進室 まちづくり推進担当 電話681-3417 | | | | ○ | | | |
| 南区企業の“知”活用促進事業 | 南区内の企業が持つ“知の財産”を紹介する区民向けの講座、見学会の開催等により、企業と区民の交流を促進する。 | 南区役所地域力推進室 まちづくり推進担当 電話681-3417 | | ○ | | | | | |
| 地域力(みなみ力)パワーアップ事業 | 南区ならではの“地域力(みなみ力)”をさらに高めるため、地域と連携し、マンション住民等を対象にしたアンケート調査の実施や、各学区情報の区ホームページからの発信を行う。 | 南区役所地域力推進室 まちづくり推進担当 電話681-3417 | | ○ | | | | | |
| 健康づくりサポーター育成事業「健康づくりチャレンジャー みなみへず」 | 健康づくりサポーター養成講座を通じて知識・技術を学んだサポーターが主体となって、南区内の公園で健康体操やウォーキングの普及活動を行う。 | 南区役所健康づくり推進課 電話681-3573 | | ○ | | | | | |
| 「花の町」運動 | 環境月間の取組として、花いっぱい美しいまちを目指して、南保健協議会連合会が知的障害者共同作業所の協力を得て作製したプランターボックスに花の苗を植えて、各地域で大切に育ててもらう。 | 南区役所健康づくり推進課 電話681-3540 | | ○ | | | | | |

| 名称 | 内容 | 担当部署／電話番号 | 支援の手法 | | | | | |
|------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|-------|---|---|---|---|---|
| | | | 人 | 知 | 金 | 物 | 場 | 交 |
| 右京まちづくり大学リレー講座 | 右京ゆかりの大学と右京区役所等が、右京にちなんだ歴史や文化から、健康や子育て、環境など多彩なテーマの講座や体験型学習を実施する。 | 右京区役所地域力推進室 総務・防災担当 電話861-1784 | | ○ | | | | |
| れんげを摘む会 | 歴史的風土特別保全地区に指定されている北嵯峨の田園において、れんげ摘みや散策を楽しむ機会を提供し、主として子どもたちに自然に慣れ親しんでもらうことを目的に開催する。 | 右京区役所地域力推進室 まちづくり推進担当 電話861-1264 | | ○ | | | | ○ |
| サンサ木づかい大作戦 | サンサ右京(右京区総合庁舎)を拠点として、区民の皆様が京都市内産の木材を身近に感じていただける環境づくりを行うとともに、子どもたちに木や環境について学んでもらうセミナー等を開催する。 | 右京区役所地域力推進室 まちづくり推進担当 電話861-1264 | | ○ | | | | ○ |
| 右京子育てサロン サンサにこにこ広場 | 民生児童委員会が主となり、1年に1度、0～3歳の乳幼児とその保護者を対象に、同世代の子育て中の人とふれあう交流の場を提供する。 | 右京区役所支援課 電話861-1437 | | | | | ○ | ○ |
| サンサ健康広場 | 身近で、気軽に、楽しく、運動を継続できるように、健康づくりサポーターが、区役所や地域でメタボビクス等運動を実施し、地域の健康づくりの推進、地域のコミュニティの活性化を目指す。 | 右京区役所健康づくり推進課 電話861-2177 | ○ | ○ | | | ○ | ○ |
| 右京こころのふれあいネットワーク交流学習会「こころほっこりふれあい」 | こころの病や、病による生活のしづらさについて理解を深めていただくとともに、こころの病に関わる地域の各種団体や関係機関等と一体となって行っている活動について広く知っていただくため、地域ごとに学習会を開催する。 | 右京区役所健康づくり推進課 電話861-2179 | | ○ | | | | |
| おやこ井戸端広場 | 1歳6箇月児健康診査時に、子どもとのふれあい遊びや母親同士の交流ができる場を提供する。 | 右京区役所健康づくり推進課 電話861-2179 | ○ | ○ | | | ○ | ○ |
| 西京塾 | 公募による区民で構成されるメンバーが、「環境・自然」と「地域コミュニケーション」というテーマの下で、自主的に学び、その成果を発信する「公園自然観察会」などの活動の支援を行うことで、区民の交流の促進や、地域コミュニケーションの拡大を図る。 | 西京区役所地域力推進室 総務・防災担当 電話381-7158 | | ○ | | | | ○ |
| まちづくり活動団体情報バンク「にしぎょう・ねっと」 | 区内で様々なまちづくり活動を行う団体の活動情報を掲載した冊子の発行など、情報発信の支援を行うことで、区民の交流の促進や、まちづくりへの関心を高めてもらう。 | 西京区役所地域力推進室 総務・防災担当 電話381-7158 | | ○ | | | | ○ |
| 防災セミナー(西京区) | 危機管理意識の向上を目指してセミナー等を実施する。 | 西京区役所地域力推進室 総務・防災担当 電話381-7158 | | ○ | | | | |

| 名称 | 内容 | 担当部署／電話番号 | 支援の手法 | | | | | | |
|-------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|-------|---|---|---|---|---|---|
| | | | 人 | 知 | 金 | 物 | 場 | 交 | |
| ふらっと・西京 | 区民に限らず、西京に関心や縁を持った方を広く募り、様々な人同士が出会い、知り合い、西京のまちについて自由に語り合い、学び合うプログラムの中で、新しい形の西京のまちづくりを目指していく。 | 西京区役所地域力推進室 まちづくり推進担当 電話381-7197 | | ○ | | | | ○ | ○ |
| 西京健康ひろば | 西京区管内の医師会・歯科医師会・薬剤師会、地域包括支援センター、地域介護予防推進センター、保健センターが協働で「いきいき健康で暮らせる西京区」をテーマに、広く区民に「健康の大切さ」や「健康づくり」などそれぞれの分野で啓発と情報提供を行う。 | 西京区役所健康づくり推進課 電話392-5690 | | ○ | | | | | |
| こころの健康講座 | こころの病のある人が地域で安心して暮らせるようにするために、区民にこころの病を正しく理解していただき、さらにこころの病の普及啓発に努めるための講演会等を開催する。 | 西京区役所健康づくり推進課 電話392-5690 | | ○ | | | | | |
| 竹エクササイズ | 西京健康づくりサポーターが西京区特産の竹を使用した「竹エクササイズ」の普及に取り組み、区民の継続的な健康づくりを推進する。 | 西京区役所健康づくり推進課 電話392-5690 | | ○ | | | | | |
| 洛西管内自治連合会長・自主防災会会長会議の運営 | 洛西地域において発生する可能性がある災害について、日常から洛西管内の7学区・地域の連携を密にし、情報交換を行うとともに、関係機関と連携して安心・安全のまちづくりを図る。 | 西京区役所洛西支所 地域力推進室 総務・防災担当 電話332-9185 | | ○ | | | | | |
| 洛西ニュータウン創生推進委員会 | 「洛西ニュータウンまちづくりビジョン」で示された内容を踏まえて、住民組織である「洛西ニュータウン創生推進委員会」が議論及び検討を深め、取組を推進することにより、住んでよかったと実感できるまちづくりを進める。 | 西京区役所洛西支所 地域力推進室 まちづくり推進担当 電話332-9318 | | | | | | | ○ |
| 大原野「地域ブランド」戦略策定事業 | 大原野を中心とした西山地域において、農業及び観光を柱とし、地域の内外どちらからも魅力ある場所として、ブランドイメージを総合的に確立するための戦略を策定し、大原野・西山地域の活性化を図る。 | 西京区役所洛西支所 地域力推進室 まちづくり推進担当 電話332-9318 | | | | | | ○ | ○ |
| 洛西地域猿害等対策協議会の運営 | 洛西地域に出没する猿等の野生鳥獣による生活被害を未然に防止し、地域の安全・安心の生活を確保するとともに、関係行政機関との連携を図り猿等の野生鳥獣対策を行う。 | 西京区役所洛西支所 地域力推進室 まちづくり推進担当 電話332-9318 | | ○ | | ○ | | | |

| 名称 | 内容 | 担当部署／電話番号 | 支援の手法 | | | | | |
|--------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|-------|---|---|---|---|---|
| | | | 人 | 知 | 金 | 物 | 場 | 交 |
| 健康づくりサポーター育成事業「健康づくりサポーターらくさい」 | 健康づくりサポーター養成講座を通じて知識・技術を学んだサポーターが、管内のウォーキングをシリーズで企画・運営している。また「竹エクササイズ」の普及や子育て関係のイベント支援等もしている。 | 西京区役所洛西支所 健康づくり推進室 電話332-9348 | | ○ | | ○ | ○ | |
| 伏見をさかになにざっくばらん | 伏見でまちづくり活動をしてみたい方が抱えている思いをざっくばらんに出し合いながら議論を深め、自主的なまちづくり活動に繋げていく。 | 伏見区役所地域力推進室 総務・防災担当 電話611-1295 | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ |
| 伏見連続講座「ふれて、して、みて伏見」 | 区民をはじめとする多くの人々に伏見の魅力を再発見していただくことを目的に、区内の大学等で伏見をテーマにした講座やまちあるきを実施し、伏見の魅力をを知る機会を広く提供する。 | 伏見区役所地域力推進室 総務・防災担当 電話611-1295 | | ○ | | | | |
| 健康づくりサポーター育成事業「伏見げんき広場」 | 健康づくりサポーター養成講座を通じて知識・技術を学んだサポーターが主体となり、伏見区役所ホールにおいて、メタボ予防に効果的な正しい健康情報と体操等の普及活動を行う。 | 伏見区役所健康づくり推進課 電話611-1162 | | ○ | | | | |
| 健康づくりサポーター育成事業「禁煙チャレンジャーの集い」 | 保健センターで毎年開催する「やめたいあなたへの禁煙教室」卒業生が、「禁煙したい人」やその家族を応援する教室。タバコに関する正しい情報や具体的な禁煙方法を啓発する。 | 伏見区役所健康づくり推進課 電話611-1162 | | ○ | | | | |
| 大岩山一斉清掃ウォーク | かつて不法投棄でごみの山と化していた大岩山を、いつまでもきれいな里山として維持するため、地域住民、学生、各種団体の参加により深草トレイル「大岩山展望所コース」を歩きながら、沿道の一斉清掃を実施する。 | 深草支所地域力推進室 まちづくり推進担当 電話642-3203 | | | | ○ | | |
| 地域防災支援プロジェクト | 防災意識を高める活動や避難所開設及び運営を含む災害対策、要援護者対策に向けた区民の自主的な活動を支援・促進する。 | 伏見区役所・深草支所・醍醐支所地域力推進室総務・防災担当 電話611-1295、642-3125、571-6105 | | ○ | ○ | ○ | | |
| 醍醐もちもちいんウォーク | 名所・旧跡が点在する醍醐の魅力を新たに発見するため、地域住民等で構成する企画委員会が、まち歩きイベント等を行う。 | 伏見区役所醍醐支所地域力推進室まちづくり推進担当 電話571-6135 | | ○ | | | | |
| 醍醐地域一斉清掃 | 6月の環境月間に実施している美化推進強化地域及びその周辺における清掃活動に対して、清掃用具等の貸出を行っている。 | 伏見区役所醍醐支所地域力推進室まちづくり推進担当 電話571-6135 | | | | ○ | | |

【見本 1：自治会・町内会の規約（会則）】

※ これはひな型ですので、各自治会・町内会が、会員の話し合いの中で、運営の実態に合う規約を定めてください。

〇〇〇町内会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、〇〇〇町内会と称する（以下「会」という。）。

(事務所)

第2条 会の事務所は、〇〇集会所内に置く。

(区域)

第3条 会の区域は、次のとおりとする。

京都市〇〇区〇〇町〇〇番地から〇〇番地までの区域

第2章 目的及び活動

(目的)

第4条 会は、地域住民の親睦を図り、自主的な共同活動によって良好な地域社会の維持及び形成を図ることを目的とし、次の活動を行う。

- (1) レクリエーション、運動会、文化活動等住民相互の親睦を図る行事の開催に関すること。
- (2) 交通安全、防犯、防災等に関すること。
- (3) 美化、清掃等、区域内の環境整備に関すること。
- (4) 所有する資産の維持管理及び運営に関すること。
- (5) その他会の目的に必要な事業及び連絡に関すること。

第3章 会員

(会員の資格)

第5条 会の会員の資格は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 第3条に定める区域内に住所を有する個人
- (2) 賛助会員 第3条に定める区域内に事務所を有する法人等

(入会)

第6条 会に入会しようとするものは、会長に届けなければならない。

2 会は、正当な理由がない限り、第3条に定める区域に住所を有する個人の入会を拒んではならない。

(脱会)

第7条 会員の脱会は、次の場合とする。

- (1) 本人の申出があったとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 住所を区域外に移したとき。

第4章 役員

(役員)

第8条 会に、次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 ○名
- (3) 書記 ○名
- (4) 専門部長 ○名
- (5) 会計 ○名
- (6) 監事 ○名
- (7) 組長 ○名

(選任)

第9条 会長、副会長、書記、専門部長、会計、監事及び組長（班長）は、総会でこれを選任する。

(職務)

第10条 会長は、会を統括し、会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があったとき、又は会長が欠けたときはあらかじめ会長が指定した順序で、職務を代行する。
- 3 書記は、会務を記録し、会の内外への連絡及び広報を行う。
- 4 専門部長は、各専門部をまとめ、専門の業務を行う。
- 5 会計は、会の出納事務を処理し、必要な書類を管理する。
- 6 監事は、別に定めるもののほか、次の職務を行う。
 - (1) 会の財産の状況を監査すること。
 - (2) その他の役員の業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときには、総会に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要あるときは、総会の招集を請求し、又は招集すること。
- 7 組長は、組をまとめ、代表して、会務に協力する。

(任期)

第11条 会の役員の任期は、○年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により、選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任期終了後でも後任者が就任するまではその職務を行う。

第5章 組織

(専門部)

第12条 会に次の専門部を置く。

- (1) ○○部
- (2) ○○部
- (3) ○○部

(組)

第13条 会の運営を円滑に行うために、会を小単位に分けた組を置く。

- 2 組は、会員の中から組長を選出する。

第6章 会議

(会議の構成)

第14条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

3 専門部会は、各専門部会の正会員をもって構成する。

(招集)

第15条 通常総会は、毎年〇回開催し、毎年度決算終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、正会員の5分の1以上の請求があったとき、又は役員会において総会開催の決議があったときは、その請求があった日から〇日以内に会長が招集する。

3 総会の招集は会員に対し、その会議の目的、内容、場所、時間を示し、少なくとも5日前に通知する。

4 役員会は、必要に応じ、会長が招集する。

5 専門部会は、各専門部長が招集する。

(決議事項)

第16条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 活動計画、活動報告の承認
- (2) 予算、決算の承認
- (3) 資産管理報告の承認
- (4) 会費改定の承認
- (5) 規約の改定
- (6) 役員を選出
- (7) その他会の重要事項に関すること

2 役員会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

3 専門部会は、次の事項を議決する。

- (1) 役員会に付議すべき事項
- (2) 会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会、役員会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(表決権)

第17条 正会員の表決権は、平等とする。

(定足数)

第18条 総会は、正会員の2分の1以上の出席をもって成立する。

2 役員会、専門部会は、構成員の2分の1以上の出席をもって成立する。

3 ただし、やむを得ない事情で出席できないものは、委任状又は表決書面の提出により、出席者の数に加えるものとする。

(議長)

第19条 総会の議長は、正会員の中から選出し、役員会及び専門部会は、それぞれ会長及び専門部長が議長となる。

(議決)

第20条 総会、役員会及び専門部会における議決は、出席者の過半数の賛成による。賛否同数の場合は、議長がこれを決する。

(総会の議事録)

第21条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び開催場所
- (2) 総会員数及び出席会員数（委任状・表決書面提出者を含む）
- (3) 議事録署名人指名（選出）に関する事項
- (4) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (5) 議事の審議の経過の概要及びその結果

2 議事録には、議長及びその会議において指名（選出）された議事録署名人が署名、捺印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産)

第22条 会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金
- (3) 協賛金
- (4) 財産目録記載の財産
- (5) その他

(会費)

第23条 会の会費は1世帯月額〇〇円とする。

2 会費は、各組において徴収し、組長がまとめて毎月〇〇日までに会計に納入するものとする。

3 特段の事情による会費の支払い猶予及び減免については、細則で定める。

(資産の管理)

第24条 会の資産は、会長が管理し、その管理方法は役員会の議決による。

(経費の支弁)

第25条 会の経費は、資産をもって支弁する。

2 正会員には、細則で定める額の弔慰金を支払うことができる。

(会計及び資産台帳の整備)

第26条 会の収入及び資産を明らかにするために、会計及び資産に関する帳簿を整備する。会員が、帳簿の閲覧を請求したときは閲覧しなければならない。

(予算及び決算)

第27条 会の収支予算は、会計年度内におけるすべての収入及び支出の予定を計上し、総会の決議により定める。

2 収支決算は、毎会計年度終了後3ヶ月以内にその年度末における財産目録とともに監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第28条 会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 雑則

(規約の変更)

第29条 この規約は、総会において会員の4分の3以上の同意を得なければ変更することができない。

(書類及び帳簿の備付等)

第30章 会の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。

- (1) 規約
- (2) 会員の名簿
- (3) 役員の名簿
- (4) 財産目録
- (5) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 役員会及び総会の議事に関する書類
- (7) その他必要な書類及び帳簿

(細則)

第31条 この規約の施行についての細則は、役員会の決議を経て別に定める。

附 則

この規約は、平成〇年〇月〇日から施行する。

【見本 2 : 出席票・委任状・表決書】

※出席する場合は、出席票を当日受付に提出してください

出席票

平成〇年〇月〇日開催の〇〇町内会総会に出席します。

住所

氏名

印

・・・・・・・・・・・・・・・・・・切り取り・・・・・・・・・・・・・・・・

※欠席する場合は、委任状か紙面表決書のどちらかを、〇月〇日までに組長に提出してください。

委任状

平成〇年〇月〇日開催の〇〇町内会総会を欠席しますので、議決に関する権限を代理人_____に委任します。

住所

氏名

印

・・・・・・・・・・・・・・・・・・切り取り・・・・・・・・・・・・・・・・

表決書

平成〇年〇月〇日開催の〇〇町内会総会を欠席しますので、次のとおり議決に関する権限を行使します。

| | | | | | | | |
|-------|----|---|----|-------|----|---|----|
| 第1号議案 | 賛成 | ・ | 反対 | 第2号議案 | 賛成 | ・ | 反対 |
| 第3号議案 | 賛成 | ・ | 反対 | 第4号議案 | 賛成 | ・ | 反対 |

住所

氏名

印

【見本 3 : 総会の議事録】

※前年度の決算、事業報告等を行う総会を想定した議事録の一例です。

総会議事録

- 1 開催日時 平成〇〇年〇〇月〇〇日
- 2 開催場所 〇〇集会所
- 3 会員総数 〇〇名
- 4 定足数 〇〇名
- 5 出席者数 〇〇名
内訳 本人出席〇〇名、委任状出席〇〇名
- 6 議事の経過
 - (1) 開会、会長あいさつ
 - (2) 議長選任、議事録署名人の選出
定刻となり、議長の選任について諮ったところ、満場一致により〇〇を議長に選出した。議長は△△と□□を議事録署名人に指名し、満場一致により承認された。
 - (3) 定足数の報告
議長から出席者数、委任状出席者数の報告があり、規約に定める定足数を満たしており、総会が有効に成立する旨が確認された。
 - (4) 議案の審議
 - ①第 1 号議案「平成〇年度事業報告について」
 - ・ 副会長の◇◇氏から事業報告。
 - ・ ××氏から「・・・・・・・・」との指摘があり、事業報告書に誤りが確認されたため、「・・・・・・・・」を「・・・・・・・・」と修正した。
 - ・ 議決の結果、賛成〇人、反対〇人により、可決（否決）された。
 - ②第 2 号議案「平成〇年度決算について」
 - ・ 会計の●●氏から決算の概要を説明。
 - ・ 監事の▲▲氏が、帳簿等により会計処理が適正に行われていることを確認した旨を報告。
 - ・ ××氏から「・・・・・・・・」との質問があり、会計の●●氏が「・・・・・・・・」と説明し、了解された。
 - ・ 議決の結果、賛成〇人、反対〇人により、可決（否決）された。
 - ③第 3 号議案「・・・・・・・・について」
※以下、議案の数だけ同様に。
 - (5) 意見交換
 - ・ ◆◆氏から、〇〇を検討すべきとの意見があり、満場一致で、役員会で案を検討することとなった。
 - (6) 閉会

以上この議事録が正確であることを証するため、議長及び議事録署名人は署名捺印する。

平成〇年〇月〇日

| | | |
|--------|------|---|
| 議長 | 〇〇〇〇 | 印 |
| 議事録署名人 | △△△△ | 印 |
| 議事録署名人 | □□□□ | 印 |

【見本 4 : 事業計画書（報告書）】

平成○年度 事業計画（報告）書

○○○自治会

| 期 日 | 事 業 名 | 場 所 | 内 容 |
|--------|---------|-------|-------|
| ○月○日 | 総会 | ○○集会所 | ○○○○○ |
| ○月○日 | 公園清掃 | ○○公園 | ○○○○○ |
| ○月○日 | 夏祭り | ○○小学校 | ○○○○○ |
| ○月○日 | ○○○○○ | ○○○○○ | ○○○○○ |
| ○月○日 | ○○○○○ | ○○○○○ | ○○○○○ |
| ○月○日 | ○○○○○ | ○○○○○ | ○○○○○ |
| 毎月第○○曜 | 古紙回収 | 集会所前 | ○○○○○ |
| 毎週○曜日 | 防犯パトロール | 町内一帯 | ○○○○○ |
| 通年 | 登下校見守り | 通学路 | ○○○○○ |
| 通年 | 単身高齢者訪問 | 高齢者宅 | ○○○○○ |
| ○○○○ | ○○○○○ | ○○○○○ | ○○○○○ |

※事業計画書の場合は内容の欄に予定する内容を、事業報告書の場合は実施した内容や参加人数等の実績等を記載します。

【見本5：予算書・決算書見本】

平成〇年度 予算書

＜一般会計＞

(単位：円)

| 収 入 | | | | |
|--------|-----|-----|----|-------------|
| 科目 | 今年度 | 前年度 | 増減 | 内 訳 |
| 繰越金 | | | | 前年度から繰り越し |
| 会費 | | | | 〇円×〇世帯×12ヶ月 |
| 寄付金 | | | | 〇〇から〇円 |
| 古紙回収収入 | | | | 前年同額 |
| 〇〇〇〇 | | | | 〇〇〇〇 |
| 雑収入 | | | | 預金利息〇円 |
| 合計 | | | | |

| 支 出 | | | | |
|--------|--------|-----|-----------|--------------|
| 科目 | 今年度 | 前年度 | 増減 | 内 訳 |
| 総務費 | 会議費 | | | 会場使用料〇円 |
| | 通信費 | | | 切手代〇円 |
| | 事務用品費 | | | 事務用品〇円 |
| | 備品費 | | | デジタルカメラ〇円 |
| | 印刷費 | | | 広報紙〇円 |
| | 助成金 | | | 子ども会〇円、敬老会〇円 |
| | 負担金 | | | 学区負担金〇円 |
| | 集会所維持費 | | | 電気〇円、水道〇円 |
| 〇〇費 | | | 〇〇〇〇 | |
| 事業費 | 体育費 | | | 運動会〇円 |
| | 防災防犯費 | | | 防災訓練〇円 |
| | 福祉費 | | | 敬老祝い品〇円 |
| | 〇〇費 | | | 〇〇〇〇 |
| 集会所積立金 | | | 集会所積立て会計へ | |
| 予備費 | | | | |
| 合計 | | | | |

＜集会所積立て会計＞

(単位：円)

| 科目 | 金額 | 内 訳 |
|--------|----|--------|
| 前年度繰越金 | | |
| 今年度積立金 | | 一般会計から |
| 利息 | | 前年同額 |
| 合計 | | |

平成〇年度 決算書

＜一般会計＞

(単位：円)

| 収 入 | | | | |
|--------|-----|-----|----|-------------|
| 科目 | 予算額 | 決算額 | 増減 | 内 訳 |
| 繰越金 | | | | 前年度から繰り越し |
| 会費 | | | | 〇円×〇世帯×12ヶ月 |
| 寄付金 | | | | 〇〇から〇円 |
| 古紙回収収入 | | | | 前年同額 |
| 〇〇〇〇 | | | | 〇〇〇〇 |
| 雑収入 | | | | 預金利息〇円 |
| 合計 | | | | |

| 支 出 | | | | |
|-------------|--------|-----|------|-------------------|
| 科目 | 予算額 | 決算額 | 増減 | 内 訳、増減理由 |
| 総 務 費 | 会議費 | | | 会場使用料〇円 |
| | 通信費 | | | 切手代〇円 |
| | 事務用品費 | | | 事務用品〇円 |
| | 備品費 | | | デジタルカメラ〇円 |
| | 印刷費 | | | 広報紙〇円 (臨時号発行のため増) |
| | 助成金 | | | 子ども会〇円、敬老会〇円 |
| | 負担金 | | | 学区負担金〇円 |
| | 集会所維持費 | | | 電気〇円、水道〇円 |
| 〇〇費 | | | 〇〇〇〇 | |
| 事 業 費 | 体育費 | | | 運動会〇円 (雨天中止のため減) |
| | 防災防犯費 | | | 防災訓練〇円 |
| | 福祉費 | | | 敬老祝い品〇円 |
| | 〇〇費 | | | 〇〇〇〇 |
| 集会所積立金 | | | | 集会所積立て会計へ |
| 繰越金 | | | | 次年度へ繰り越し |
| 合 計 | | | | |

＜集会所積立て会計＞

(単位：円)

| 科目 | 金額 | 内 訳 |
|--------|----|--------|
| 前年度繰越金 | | |
| 今年度積立金 | | 一般会計から |
| 利息 | | |
| 合計 | | |

平成〇年〇月〇日

会長 〇〇〇〇 ④ 会計 〇〇〇〇 ④

平成〇年度分の会計について監査を行った結果、会計の処理及び収支が適正であることを認めます。

平成〇年〇月〇日

監事 (会計監査) 〇〇〇〇 ④

【見本6：自治会加入案内文】

〇〇 様

〇〇町内会 会員一同

〇〇町内会加入のご案内

新しく〇〇町に引越しでこられた〇〇さん、ご近所どうし、これから末永いおつきあいをお願いいたします。

当〇〇町内会では、「みんなが住みよい〇〇町」を目指して、交流事業や安心・安全活動などに取り組んでおります。

町内会への加入は強制ではありませんが、同じ町に住むことになったご近所どうしで交流を深め、困りごとがあった時や、いざという時に支え合える関係がつかれるよう、会員一同、〇〇さんの加入をお待ちしております。

【〇〇町内会の概要】

◇ 会長

〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇

◇ 会費

月〇〇〇円（年間分を4月に集めています。新しく加入された方は、加入された月の翌月から3月までとなります。）

◇ 主な年間行事

- 4月 役員会
- 5月 公園清掃
- 8月 地蔵盆
- 9月 学区民運動会
- 10月 防災訓練
- 12月 もちつき大会
- 3月 役員引継ぎ

※ 加入についてのお問い合わせは、組長の〇〇（電話〇〇〇－〇〇〇〇）までお願いします。

【見本7：イベントのお知らせ】

夏だ！祭いだ！！

～〇〇町夏祭りを8月〇日に開催～

暑い日が続きますが、皆さまお元気でお過ごしでしょうか。

お待ちかねの〇〇町夏祭りを、今年は8月〇日（〇）に開催することになりました。毎年恒例の盆踊りや花火大会に加えて、今年は〇〇大学の学生サークルの皆さんがゲスト出演！勇壮なよさこい踊りで祭りを盛り上げてくれます。美味しい模擬店も並びますので、ご近所お誘いあわせのうえ、ぜひとも〇〇公園にお越しください。〇〇町民の熱気で暑さを吹き飛ばしましょう！



| | | | |
|-------|------|-------------------------------------|---------------------------------------|
| 日 | 時 | 8月〇日（〇）午後6時～9時 ※雨天の場合は8月〇日（〇）に延期 | |
| 会 | 場 | 〇〇公園 | |
| プログラム | 6時～ | 子ども達の合唱 | |
| | 6時半～ | じゃんけん大会（豪華景品あり！） | |
| | 7時～ | 盆踊り | |
| | 8時～ | よさこい踊り（〇〇大学サークル） | |
| | 8時半～ | 花火大会 | |
| 模 | 擬 | 店 | たこ焼き、焼き鳥、カレーなど 子どものゲームコーナーやバザーもあるよ |

助っ人を募集中！

お祭りは準備や後片付け、会場のお掃除などにたくさんの人手が要ります。手伝ってもいいよ～という方はお声掛けください♪

〇〇町祭り実行委員会

- 〇〇（電話〇〇〇－〇〇〇〇）
- 〇〇（電話〇〇〇－〇〇〇〇）
- 〇〇（電話〇〇〇－〇〇〇〇）

＜参考＞地域コミュニティ活性化推進条例

平成23年11月11日

条例第17号

京都市地域コミュニティ活性化推進条例

目次

前文

第1章 総則（第1条～第7条）

第2章 地域コミュニティの活性化の推進に関する基本的施策

第1節 地域コミュニティ活性化推進計画（第8条）

第2節 地域コミュニティの活性化の総合的推進のための施策（第9条～第12条）

第3節 住宅の建築、販売等をする事業者等による地域コミュニティの活性化の推進のための取組（第13条～第16条）

第3章 地域コミュニティ活性化推進審議会（第17条～第19条）

第4章 雑則（第20条）

附則

ここ京都では、長い歴史の中で培われた住民自治の伝統や支え合いの精神に基づき、自治会、町内会その他の地域住民の組織する団体が中心となり、地域コミュニティが形成され、これらの団体の活動が京都の発展に大きく寄与してきた。

しかしながら、近年、居住形態や生活様式の変化に伴い、自治会、町内会その他の地域住民の組織する団体に加入する住民の割合が低下し、及び地域活動に参加する地域住民が減少したことにより、地域住民相互のつながりが希薄になり、子育てや高齢者の生活の支援、災害時の被害の軽減その他の地域社会において生活するうえで重要な課題を解決するために必要な地域コミュニティの活力が低下することが危惧されている。

このような状況において、東日本大震災が発生し、地域コミュニティの重要性への認識がより深まる中、良好な地域コミュニティを維持し、及び形成していくためには、地域住民相互の交流を促進することにより地域住民が支え合う地域のつながりを強化するとともに、地域住民相互の協力と支え合いの精神に基づく自主的かつ活発な地域活動が行われる必要がある。

ここに、本市は、地域自治を担う住民組織、事業者等との連携の下に、地域住民が行う地域活動を支援し、地域コミュニティの活性化を推進することにより、将来にわたって、地域住民が支え合い、安心して快適に暮らすことができる地域コミュニティを実現することを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、地域コミュニティの活性化の推進に関し、その基本理念を定め、並びに本市等及び事業者の責務並びに地域住民の役割を明らかにするとともに、地域コミュニティの活性化の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、地域コミュニティの活性化を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域コミュニティ 本市の区域内における地域住民相互のつながりを基礎とする地域社会をいう。
- (2) 地域活動 良好な地域コミュニティの維持及び形成に資する活動をいう。
- (3) 地域自治を担う住民組織 地域の自治を担う団体で、次に掲げる要件を備えているものをいう。
 - ア 地域活動に取り組むことを主たる目的とするものであること。
 - イ 自治会、町内会その他の地域住民が組織する団体により構成されるものであること。
 - ウ おおむね小学校の通学区域（元学区を含む。）を単位とする地域において活動するものであること。
 - エ 多くの地域住民に支持されているものであること。

(基本理念)

第3条 地域コミュニティの活性化の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 地域住民相互の交流を促進することにより地域住民が支え合う地域のつながりを強化するとともに、地域住民相互の協力と支え合いの精神に基づく自主的かつ活発な地域活動が行われるようにすること。
- (2) 地域自治を担う住民組織、事業者及び地域活動に関わる市民活動団体（ボランティア活動その他の公益的な活動を行うことを目的として市民が組織する団体をいう。）、大学、研究機関その他の団体並びに本市が相互に連携して取り組むこと。
- (3) 地域自治を担う住民組織が、地域住民の多様な価値観及び自主性を尊重しつつ、地域コミュニティの中心となって地域活動に取り組むことが大きな役割を担うことを旨とすること。

(本市等の責務)

第4条 本市は、基本理念にのっとり、地域コミュニティの活性化の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

- 2 本市は、地域コミュニティの活性化の推進に共に取り組む組織として、地域自治を担う住民組織を尊重しなければならない。

3 本市は、地域住民が地域自治を担う住民組織に主体的に参加し、及び地域自治を担う住民組織を結成することを促進するために必要な支援を行わなければならない。

4 本市の職員は、地域コミュニティの重要性を理解し、地域コミュニティの活性化の推進を図る視点に立ち、その職務を遂行しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、地域コミュニティの重要性を理解し、その事業所が所在する地域において行われる地域活動に協力するよう努めなければならない。

2 事業者は、従業員がその居住する地域において地域活動に参加することに配慮するよう努めなければならない。

3 事業者は、地域コミュニティの活性化の推進に関する本市の施策に協力するよう努めなければならない。

(地域住民の役割)

第6条 地域住民は、地域コミュニティの重要性を理解し、地域活動に積極的に参加し、及び協力することにより、地域コミュニティの活性化の推進についての役割を果たすものとする。

2 地域住民は、地域自治を担う住民組織に多くの地域住民が主体的に参加する状況となることを目指し、地域住民相互の交流及び協働についての役割を果たすものとする。

(財政上の措置)

第7条 本市は、地域コミュニティの活性化の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講じるよう努めなければならない。

第2章 地域コミュニティの活性化の推進に関する基本的施策

第1節 地域コミュニティ活性化推進計画

第8条 市長は、地域コミュニティの活性化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、地域コミュニティの活性化の推進に関する計画（以下「地域コミュニティ活性化推進計画」という。）を定めなければならない。

2 地域コミュニティ活性化推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 地域コミュニティの活性化の推進に関する目標

(2) 地域コミュニティの活性化の推進に関する取組

(3) その他地域コミュニティの活性化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 市長は、地域コミュニティ活性化推進計画を定めるに当たっては、第17条に規定する審議会の意見を聴くとともに、事業者及び地域住民の意見を適切に反映するために必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、地域コミュニティ活性化推進計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、地域コミュニティ活性化推進計画の変更について準用する。

第2節 地域コミュニティの活性化の総合的推進のための施策

(地域コミュニティの活性化に関する情報の提供等)

第9条 本市は、地域コミュニティの活性化に関する相談に応じ、情報の提供、助言、当該相談に係る関係者相互間の意見の調整その他必要な措置を講じなければならない。

(地域自治を担う住民組織等への専門家の派遣)

第10条 市長は、地域自治を担う住民組織及び地域自治を担う住民組織を結成しようとする団体の求めに応じ、地域活動の企画及び運営、地域自治を担う住民組織の結成その他の取組のために必要があると認めるときは、これらの団体に対して助言を行う専門家を派遣するものとする。

(地域コミュニティの活性化の推進に関する理解を深めるための措置)

第11条 本市は、地域住民、本市に転入しようとする者及び事業者が地域コミュニティの活性化の推進に関する理解を深めるため、広報活動、啓発活動その他の必要な措置を講じなければならない。

(顕彰)

第12条 市長は、地域コミュニティの活性化の推進に関し、功績があった事業者の顕彰に努めるものとする。

第3節 住宅の建築、販売等をする事業者等による地域コミュニティの活性化の推進のための取組

(地域自治を担う住民組織の活動等に関する情報の提供)

第13条 住宅の販売若しくは賃貸又はこれらの代理若しくは媒介（以下「販売等」という。）をする事業者は、住宅を購入し、又は賃借しようとする者に対し、宅地建物取引業法第35条第1項各号に掲げる事項の説明その他当該住宅についての説明を行う際に、当該住宅の存する地域において活動する地域自治を担う住民組織の活動に関する情報その他当該地域の地域活動に関する情報を提供するよう努めなければならない。

(共同住宅等の居住者の交流の促進)

第14条 次に掲げる事業者は、共同住宅の居住者相互の交流及び共同住宅の居住者と地域住民との交流の促進を図るため、地域活動に関する情報を掲示するための掲示板の設置その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

- (1) 共同住宅を建築する事業者
- (2) 共同住宅の販売等をする事業者
- (3) 共同住宅を管理する事業者

2 前項の規定は、一団の土地を分割して建築する住宅の居住者の交流の促進について準用する。この場合において、同項中「次」とあるのは「第1号及び第2号」と、「共同住宅」とあるのは「一団の土地を分割して建築する住宅」と読み替えるものとする。

(共同住宅の新築工事等をする事業者の連絡調整担当者の届出)

第15条 特定共同住宅(京都市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全及び形成に関する条例第2条第2項第3号に規定する特定共同住宅をいう。以下同じ。)を新築する者は、建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請又は同法第18条第2項の規定による通知をしようとする日の20日前までに、当該特定共同住宅の新築工事、販売、賃貸及び管理をする事業者に対し、それぞれ連絡調整担当者(共同住宅の居住者と地域住民との交流を促進するために必要な事項について、地域自治を担う住民組織との連絡及び調整を行う者をいう。以下同じ。)を選任させるとともに、連絡調整担当者の氏名及び連絡先その他別に定める事項を市長に届け出なければならない。

2 地域自治を担う住民組織は、その活動を行う地域に新築される特定共同住宅以外の共同住宅について、その新築工事が完了した日から起算して30日を経過する日までの間に、新築工事、販売、賃貸及び管理をする事業者の連絡調整担当者の氏名及び連絡先その他別に定める事項に係る情報の提供を受けたい旨を市長に申し出ることができる。

3 第1項の規定は、前項の申出に係る共同住宅のうち、地域コミュニティの活性化を推進するために同項の情報の提供をする必要があると市長が認めるものを新築する者について準用する。この場合において、第1項中「建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請又は同法第18条第2項の規定による通知をしようとする日の20日前までに」とあるのは、「第5項の通知を受けた日の翌日から起算して15日以内に」と読み替えるものとする。

4 前項の認定は、当該共同住宅の新築工事が完了した日から起算して40日を経過する日までに限り行うことができるものとする。

5 市長は、第3項の規定による認定をしたときは、速やかにその旨を当該共同住宅を新築する者に通知しなければならない。

(共同住宅の新築工事等をする事業者の連絡調整担当者に係る情報の提供)

第16条 地域自治を担う住民組織は、その活動を行う地域に新築される共同住宅に関して前条第1項の規定により届出があった事項について、文書により開示を請求することができる。

2 市長は、前項の請求があったときは、当該請求をした地域自治を担う住民組織に対し、文書により当該請求に係る事項について開示をしなければならない。

3 市長は、前条第3項において準用する同条第1項の規定による届出があったときは、同条第2項の規定による申出をした地域自治を担う住民組織に対し、文書により当該届出に係る事項について開示をしなければならない。

4 前2項の規定による開示を受けた地域自治を担う住民組織は、当該開示を受けた事項を、共同住宅の居住者と地域住民との交流を促進する目的以外の目的に使用してはならない。

第3章 地域コミュニティ活性化推進審議会

(審議会)

第17条 地域コミュニティの活性化の推進に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するとともに、当該事項について市長に対し、意見を述べるため、京都市地域コミュニティ活性化推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(審議会の組織)

第18条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

第19条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

第4章 雑則

(委任)

第20条 この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第3章及び次項の規定 公布の日から起算して4月を超えない範囲内において市規則で定める日

(2) 第15条、第16条及び附則第3項の規定 平成24年7月1日

(準備行為)

2 この条例の規定による審議会の意見の聴取は、この条例の施行前においても、行うことができる。

(経過措置)

3 第15条及び第16条の規定は、平成24年7月1日以後に、次の各号に掲げる共同住宅の区分に応じ、当該各号に掲げる行為がなされた共同住宅について適用する。

(1) 特定共同住宅 京都市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全及び形成に関する条例第11条第1項の規定による標識の設置

(2) 特定共同住宅以外の共同住宅 建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請又は同法第18条第2項の規定による通知

京都市でくらす皆さんへ

地域活動への積極的な参加をお願いします。

京都市 地域コミュニティ活性化推進条例

子どもやお年寄りの見守り、もしも災害が起こったら…

くらしの中の「不安」を「安心」に変える人と人とのつながり。

それが「地域コミュニティ」です。

いろいろな考えや意見のちがいがあっても、

だれもが安心してくらししていくため、

地域にくらす人と人とのつながりが大切であることは

わたしたちみんなの共通の思いではないでしょうか。

このつながりをしっかりと支えていくため、

京都市では「京都市地域コミュニティ活性化推進条例」を定めています。

京都市でくらす皆さん、地域活動への積極的な参加をお願いします。



地域で活動する住民の組織

自分たちの地域は自分たちの手で。

自治会・町内会や、さまざまなボランティア団体、
事業者などが協力しあい、防災・防犯の取組をはじめ、
清掃活動や学区の運動会など、
それぞれの地域で多彩な催しが行われています。



地域住民

地域活動に積極的に
参加しましょう。



事業者

地域の一員として、
さまざまな地域活動に協力しましょう。
また、従業員が、住んでいる地域の活動に
参加できる環境づくりをお願いします。



京都市

京都市は、だれもが安心してくらすことができるように
地域コミュニティの活性化に向けた施策を積極的に進めます。
地域住民や事業者の取組を積極的に支援していきます。



京都市印刷物 第244052号

発行：京都市文化市民局地域自治推進室地域づくり推進担当

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488

TEL 075-222-3049 FAX 075-222-3042

※条例の全文についてはホームページをご覧ください。

京都市地域コミュニティ活性化推進条例

検索

ホームページアドレス

<http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000110747.html>

地域活動ハンドブック

発行：（初版）平成25年2月

（改訂版）平成25年9月

製作：京都市文化市民局地域自治推進室

（地域コミュニティサポートセンター）

皆の輪で暮らし安らく

電話：075-222-3098

FAX：075-222-3042

京都市印刷物 第253094号



地域コミュニティサポートセンターのご案内

京都市では、皆様方からの地域コミュニティ活性化のための様々なお問合せにお答えするため、総合的な相談窓口である「地域コミュニティサポートセンター」を設置しています。

自治会・町内会の運営に関すること、楽しく地域活動を行う工夫など地域コミュニティの活性化に関することについてご相談がありましたら、各区役所・支所地域力推進室または地域コミュニティサポートセンターへご連絡ください。

| | | 電 話 | F A X |
|-------------------------------------------------|-------|-----------------------------------|----------|
| 地域コミュニティ サポートセンター (文化市民局地域自治推進室内) | | 皆の和で暮らし安らく 222-3098 | 222-3042 |
| | | (Eメール) chiikizukuri@city.kyoto.jp | |
| 各区役所・支所 地域力推進室 まちづくり推進 担当 | 北区役所 | 432-1208 | 441-3282 |
| | 上京区役所 | 441-5040 | 441-2895 |
| | 左京区役所 | 702-1029 | 702-1303 |
| | 中京区役所 | 812-2426 | 841-8182 |
| | 東山区役所 | 561-9114 | 541-7755 |
| | 山科区役所 | 592-3088 | 502-8881 |
| | 下京区役所 | 371-7170 | 361-8893 |
| | 南区役所 | 681-3417 | 671-9653 |
| | 右京区役所 | 861-1264 | 871-0501 |
| | 西京区役所 | 381-7197 | 391-0583 |
| | 洛西支所 | 332-9318 | 332-8187 |
| | 伏見区役所 | 611-1144 | 611-0634 |
| | 深草支所 | 642-3203 | 641-0672 |
| | 醍醐支所 | 571-6135 | 571-2673 |

「自治会・町内会&NPOおうえんポータルサイト」について

京都をより良くするために頑張っている自治会・町内会とNPO法人(特定非営利活動法人)の皆さんを応援するホームページを設けています。このハンドブックの内容をはじめ、各学区の紹介、市内の各NPO法人の活動内容等が掲載されています。

また、自治会・町内会とNPOの縁結びをお手伝いするページも設けています。

<アドレス><http://www5.city.kyoto.jp/chiiki-npo/>

※検索サイトで「**京都 自治会 おうえん**」と入力して検索

